

# 明峰素哲の生涯とその功績(二)

——瑩山門下の僧録として永光寺・大乗寺を担つた曹洞禪者——

佐 藤 秀 孝

## 諸方への歴遊

于時応長元年辛亥十月十日、大乗第二代紹瑾記。

光禪：正和丙辰、山讓<sup>三</sup>大乘席於伝燈良禪師。依<sup>レ</sup>之、師遊<sup>ニ</sup>歴東西、

特訪<sup>ニ</sup>諸善知識、到處皆蒙<sup>ニ</sup>印可。

洞谷<sup>：</sup>歴<sup>ニ</sup>遊東西、謁<sup>ニ</sup>和漢洞済宗師、各器<sup>ニ</sup>重之。

扶桑

延宝

本朝

諸祖

聯燈<sup>：</sup>辭去遊<sup>ニ</sup>歴東西、訪<sup>ニ</sup>諸善知識、到處皆蒙<sup>ニ</sup>印可。

源流

大乘

ところで、義介の示寂して間もない頃に素哲がなした消息として、肥後（熊本県）玉名郡石貫（いま玉名市石貫）の紫陽山広福寺に所蔵される「法衣相伝書」の末尾に、

紹瑾示、（花押）今以此伝衣并当寺住持職及聖教道具・当寺寄進状・譲状等、付嘱素哲侍者。

という興味深い記載が存している。これは紹瑾がかつて延慶

二年（一三〇九）九月に大乗寺開山の義介より相伝された永平寺開山道元の袈裟を、さらに応長元年（一三一二）一〇月一〇日に侍者の素哲に付嘱した際の文書であり、『曹洞宗古文書』上巻の「広福寺文書」などに収録されている。<sup>(1)</sup>しかもこの文書によるかぎり、このとき紹瑾は伝衣の袈裟のみでなく、大乗寺の住持職および聖教の道具、あるいは大乗寺の寄進状や譲状などをも素哲に譲与しているわけである。そして、一にこの記述をもつて、素哲がこのとき紹瑾より大乗寺住持を継承したかのごとく解することもできようが、素哲がこの段階で直ちに大乗寺の住持職に就いたとする見解は、他の諸般の状況からして明らかに誤りとしなければならない。<sup>(3)</sup>

当時、素哲はいまだ一介の侍者位にすぎず、仮にすでに典座職その他に転じて「素哲侍者」というのが愛称でしかなかつ

たと見ても、紹瑾より正式の嗣法もいまだ受けておらず、首座も勤めていない時期であつたことに変わりなく、このとき実際に素哲が大乗寺の住持に就任する可能性は存しなかつたはずである。したがつて、この文書はただちに素哲を大乗寺の住持に据えるための文書ではなく、大乗寺の住持職をいづれ富樺氏出身の素哲に譲与することを約束する証明書に類するものであつたと解釈せざるを得ない。<sup>(4)</sup> この点、「光禪開山和尚行業記」がこの文書を何ら依用していないのは注目すべきで、おそらく撰者の寂庵道光はこの文書を知りながらも、その内容の矛盾によつて引用することを避けたのではないかとすら推測される。

では、実際に紹瑾の後席を継いで大乗寺の住持に就任した禅者は誰であったのかというと、先に素哲のほか同門に当たる峨山韶碩さらに後に素哲の法を嗣ぐ松岸旨淵らが参学した経験のある臨済宗法燈派の恭翁運良その人にほかならない。すなわち、運良の伝記史料である「仏林恵日禪師行状」によれば、

師逐<sup>レ</sup>北矣、即空<sup>ミ</sup>大乘寺<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>為<sup>ミ</sup>住持、依託以<sup>ミ</sup>一夜碧岩并棕櫚弘子<sup>レ</sup>應器等。昔如<sup>フ</sup>大陽玄以<sup>ミ</sup>皮履布襪<sup>レ</sup>寄<sup>テ</sup>浮山円鑑<sup>レ</sup>誠有<sup>レ</sup>以<sup>シ</sup>乎。師南面行事、鐘鼓魚板一時改<sup>レ</sup>響、其演法也不<sup>レ</sup>為<sup>ミ</sup>德山、殆乎為<sup>ミ</sup>臨濟。經<sup>レ</sup>歲學徒益盛。

と記されており、正確な年時などは記されていないものの、

運良が紹瑾より大乗寺を任せている事実が知られる。しかも、このとき紹瑾は道元将来の『一夜碧巖』ならびに棕櫚の払子や応量器など当時の曹洞宗にとつて宗宝といえる品々を運良に依託しているのである。

ちなみに江戸期にまとめられた『大乗寺護法明鑑』第三「明鑑公論」によると、このとき『一夜碧巖』すなわち一夜本『碧巖錄』が大乗寺に所蔵されていた経緯について、

又永平寺ノ開山禪師ノ真像、本山焼失ノ時、大乗寺ノ永祖ノ御影ハ本山ノ真像ヲウツスニヨリテ、本山ノ尊命ニヨリ永平寺ニ贈上ス。其カワリニ、一夜碧岩集将来スト伝聞ス。

とあり、永平寺の火災によつて大乗寺に所蔵されていた道元の真像と永平寺に所蔵されていた道元将来の『一夜碧巖』が交換されたという消息を伝えている。この点は『安樂山産福禪寺年代記』に「(永仁)五、永平回禄、三月廿四日。山門・方丈残」とある記事に具体的に呼応するものと見られる。

かつて永仁五年(一二九七)三月二十四日に永平寺が回禄(火災のこと)に罹り、山門と方丈などわずかな堂宇を残して伽藍が烏有に帰した消息が伝えられている。おそらく永平寺の懇請により大乗寺所蔵の道元真像がこのとき永平寺に奉安され、逆に永平寺の至宝であつた『一夜碧巖』が代わりに大乗寺に贈られたらしの経緯が推測されるわけである。永仁五年当時といえば、永平寺には義介と同門に当たる義演が第四世とし

て住持していた時期に相当しており、このとき大乗寺では永平寺側からの申し出を受諾し、開山義介が所持して寺宝となつていた道元の真像を永平寺へと寄贈したのであろう。この道元の真像はもともと永平寺所蔵の道元真像を模写復刻したものであつたとされるから、往年の道元のすがたを如実に伝えていた木像であろう。まさに『一夜碧巖』は開創まもない大乗寺が永平寺との駆け引きの中で道元真像に代わつて入手し得た道元ゆかりの品であり、大乗寺山内の曹洞禪者にとつては掛け替えのない至宝となつていたはずである。<sup>(2)</sup> 時期的にはすでに素哲が大乗寺に投じて久しく、おそらく素哲も『一夜碧巖』と道元真像が交換される一部始終を目撃したりにしていたものと思われる。

一方、棕櫚の払子については元禄一六年（一七〇三）に大乗寺の密山道顯（朽木子、一六五二—一七三六）が記した『大乗寺由緒略記』に、

道元和尚所<sub>ニ</sub>親筆<sub>一</sub>夜碧巖破闇擊節、從<sub>ニ</sub>如淨和尚<sub>ニ</sub>所<sub>レ</sub>伝之櫻櫛払子、于<sub>レ</sub>今大乗寺有<sub>レ</sub>之。

という記載が存している。これによれば棕櫚の払子もやはり『一夜碧巖』とともに道元ゆかりの品とされ、道元が在宋中

に本師の長翁如淨より伝えられたものであると伝承されている。実際に大乗寺には如淨や道元の所持したとされる払子が現今にまで伝えられており、その何れかが棕櫚の払子を指し

ていることにならうか。いずれにせよ、大乗寺に集つていた曹洞禪者にとつて大切な寺宝ともいべき品々が他派の運良に譲与されている事実からも、当時の紹瑾が如何に運良の人となりを信用して大乗寺の全権を委ねていてるかが知られよう。

ところで、ここでとくに注目すべきは「光禪開山老和尚行業記」のみが伝えている内容であつて、そこには「正和丙辰、

山、大乗の席を伝燈の良禪師に譲る」という興味深い事実が記されている。「光禪開山老和尚行業記」の記載によるかぎり、紹瑾が大乗寺の席を伝燈の運良に譲つたのは正和丙辰すなわち正和五年（一三一六）であつたことになろう。ちなみに運良の肩書きに「伝燈」とあるのは、すでに述べたごとく加賀小坂荘の瑞應山伝燈禪寺のことを指しているが、実際に運良が

伝燈寺を開創して住持に就任するのはこれよりかなり後のことであり、ここでは単に運良の肩書きとして伝燈の二字が付されたにすぎないであろう。ただ、あるいは運良が加賀に到つた当初から加賀小坂荘において後の伝燈寺の基になる草庵のごときものをすでに開創していた可能性も存しております。これに運良が居住した時期などが存したのかも知れない。

ちなみに『永光寺年代記』においては「応長元辛亥、瑩山和尚、大乗退院」と異筆または後筆と判断される文字で記されているが、その一方で正和五年の箇所に、

（正和）五丙辰、瑩山和尚、大乗寺退院。運良和尚、大乗寺入寺。

と記されていたものが棒線で抹消されている。おそらく大乗寺ではもともと紹瑾が住持を退院したのを正和五年と伝承してきたものと見られ、後世の手が加わって先の古文書にちなんだ応長元年の消息として改められた結果ではなかろうか。「光禪開山老和尚行業記」と『永光寺年代記』の両史料がともに正和五年をもつて紹瑾が大乗寺を退院し、運良が新たな住持として入院した事実を伝えているのは重要であろう。

これに対しても『大乘聯芳志』の紹瑾の項では「文保元年、退<sub>ニ</sub>本山」とあり、また『安樂山產福禪寺年代記』によれば、(正和)二、洞谷結<sub>ニ</sub>草庵。(中略)文保元、建<sub>ニ</sub>洞谷妙嚴院、瑾和尚退<sub>ニ</sub>大乘寺。

と記されている。これらによれば、紹瑾は正和二年(一一一三)に能登酒井保の洞谷山に草庵を結んだとされ、文保元年(一一一七)に永光寺の妙嚴院が建つたために正式に大乗寺住持を退院したことになつており、「光禪開山老和尚行業記」とは年時に一年の開きが存している。そのいずれにせよ、紹瑾は富樫

家方が修造した洞谷山永光寺に入院開堂の式を挙げるために、正和五年か文保元年に大乗寺の住持職を退いて後席を法燈派の運良に委ねていることになろう。

ただ、ここで問題となるのが先に挙げた素哲に対する譲与状の解釈であつて、紹瑾としては運良に大乗寺を任せた反面で、譲与状のごとくいづれ将来において素哲が大乗寺住持の

座を継ぐべきことを運良との間でも確約していたのではないかろうか。「仏林惠日禪師行狀」はこのときの消息をかつて北宋時代に曹洞宗の大陽警玄(警延・明安禪師、九四三一一〇一七)がその門に参考した臨濟宗の浮山法遠(遠錄公・円鑑禪師、九九一一〇六四)に曹洞の法門を代付せしめ、後に法遠が投子義青(青華嚴、一〇三三一一〇八三)にこれを付囑した故事に準えている。あくまで臨濟宗の法遠は警玄と義青という曹洞禪者の間をつなぐ「代付」の立場にすぎず、いざれは義青が警玄の法嗣として曹洞宗旨を再興したように、ここでも運良は紹瑾より大乗寺住持を任せたものの、いざれは紹瑾の高弟である素哲にこれを譲るべきであるという発想が背景に存したものと見られる。紹瑾としては運良に大乗寺の全權を任せつつも、最終的には運良から素哲へと住持が継承されることを条件にしていたのではなかろうか。

この点は『洞上聯燈錄』卷二「考証」の「明峯章」においても、

又諸祖伝云。山號曰爾宜<sub>ニ</sub>代<sub>レ</sub>我繼<sub>ニ</sub>大乘席者、甚誤。按、瑩山退<sub>ニ</sub>大乘、則以<sub>ニ</sub>恭翁良<sub>一</sub>、〈嗣<sub>ニ</sub>法法燈〉<sub>一</sub>補<sub>ニ</sub>其處。

という考証が存しております、『洞上諸祖伝』などが記す内容は明確に否定されている。この考証では紹瑾は大乗寺の席を直ちに素哲に譲与したのではなく、自ら大乗寺を退くのに運良にその住持を補救せしめたのだと結論している。いざれにして

も、善きにせよ悪しきにせよ運良が紹瑾や素哲らときわめて深く関わり、彼らの事跡に大きな影響を与えていたのが知られるわけである。

おそらく素哲は応長元年に譲与状を授与されて以降も、引きつづき大乗寺の紹瑾の席下に在り、とくに紹瑾が正和二年（一三一二）に能登鹿島郡酒井保の地を地頭の酒勾八郎頼親の嫡女である平氏女で海野三郎滋野信直（妙淨沙弥）の妻すなわち後の黙諦祖忍尼から寺領として寄進され<sup>12</sup>、洞谷山永光寺の創建に向けて邁進していた時期、その活動を助化して素哲も大乗寺と能登酒井保の間を往来奔走していたものと推測される。

ところが、その後、素哲はさらに加賀の地を出て諸方歴遊に赴くことになつたようである。ただし、その事実を伝えているのは限られた史料にすぎず、「光禪開山老和尚行業記」によれば、

之れに依り、師、東西に遊歴し、特に諸の善知識を訪い、到る処に皆な印可を蒙る。

と伝え、また『洞谷五祖行実』によれば「東西に歴遊して和漢洞済の宗師に謁するに、各おの之れを器重す」とあり、『洞上聯燈錄』には「辞し去りて東西に遊歴し、諸善知識を訪ぬるに、到る処に皆な印可を蒙る」と記されている。ところで「光禪開山老和尚行業記」に「之れに依り」とあるのは、正

和五年に運良が大乗寺の住持に迎えられたことによつてといふ意味であり、素哲の歴遊が運良の大乗寺入院と微妙に関連していたらしいことが知られ、同時に素哲は永光寺に正式に開堂した紹瑾を補佐せずに諸方へと旅立つたことにもなる。

さらに「光禪開山老和尚行業記」や『洞谷五祖行実』『洞上聯燈錄』に「東西」とあるのは、おおむね鎌倉と京都の禅宗叢林などを指しているものと見られ、素哲がこうした中央禅林を歴遊したことをいうのであろう。『洞谷五祖行実』にはさらに「和漢洞済の宗師に謁する」と記されているが、これは素哲が海を渡つて入元した事実を述べたものではなく、日本僧のみならず来日した元国の中中国僧らにも参考した消息を意味していると解すべきであろう。素哲は紹瑾の席下を辞して日本国内の各地に歴遊し、しかも曹洞とか臨濟という別なく、また日本僧だけでなく来日元僧などにも謁し、到るところで器重されて印可を受けたというのである。当時、来日していた元僧といえば、臨濟宗曹源派の一山一寧（妙慈弘済大師、一二四七—一二七）や曹洞宗宏智派の東明慧日（白雲、一二七二—一二四〇）らが代表的であつたから、素哲はこうした中国禅僧にも参考しているのではなかろうか。ちなみに正和五年七月二三日に鎌倉大地震が起こつており、正和六年一月にも京都大地震が起こつていて二月三日には文保と改元されているが、文保二年に至つても三月六日と四月七日に京都

地震が勃発している<sup>(14)</sup>。おそらく素哲がこの時期に京都や鎌倉に赴いているのであれば、こうした震災の状況を目の当たりにしていたのではなかろうか。

ただし、素哲がこのとき単に日本国内の叢林を歴遊したのみでなく、実際に入元して中国叢林において参学研鑽を積んでいたともれる消息も存している。すなわち、『越中古文書』卷一〇の「氷見光禪寺書類」に載る「光禪寺所藏品等」の文書から、かつて素哲が開創した越中氷見の光禪寺に所蔵されていた素哲ゆかりの品の一部として、

一、当山開祖執持払子。 壱。

開祖明峰和尚、支那天童山ヨリ賜ルモノト。

一、青磁鉢。 同上。  
一、同花瓶。 同上。

という記載が存している<sup>(15)</sup>。これによれば、光禪寺には開祖の素哲が明州（浙江省）慶元路鄞県東六〇里の天童山景德禪寺より賜つた品々として払子および青磁の鉢<sup>(16)</sup>（応量器）と花瓶

が所蔵されていたことを伝えている。これが真に天童山から素哲に付与されたものであつたとするなら、素哲はその参学期に入元して道元ゆかりの天童山に掛搭していたことにならう。ちなみに当時の天童山住持は時期的に東明慧日（法兄）に当たる曹洞宗宏智派の雲外雲岫（別号は方巖、妙悟禪師、一二四二—一三三四）に相当しており、雲岫は延祐二年（一二一五）

より示寂する泰定元年（一二三一四）八月まで天童山に第四二世として化導を敷き、第一六世中興の宏智正覚（宏智禪師、一〇九一一一五七）すなわち隠州古仏の再来と称えられている<sup>(16)</sup>。仮に素哲が正和五年以降に入元して天童山に上山したとすれば、雲岫に参学していることになる。

この点、興味深いのは後に素哲の法を嗣ぐことになる大智がやはり同時期に入元して天童山などを歴遊していることであつて、あるいは素哲が入元したとすればこれと関わる行動であつたのかも知れない。いま一つ考えられるのは素哲は自ら実際に入元したのではなく、大智が帰国に際して天童山から持ち帰つたものを後に師の素哲に呈示したのが先の将来物で、それが光禪寺に所蔵されていたのではないかとも推測されることである。このように素哲が果たして日本禪林での研鑽のみでなく、入元して中国禪林にも赴いたのか否かは定かでないが、状況的には否定されるべき内容であろう<sup>(18)</sup>。

### 建仁寺の塔主

光禪

洞谷…後寓<sup>ニ</sup>洛建仁塔院。

扶桑  
延宝  
本朝  
諸祖

その後の素哲の消息として「光禪開山老和尚行業記」などでは明確でないが、わずかに『洞谷五祖行実』のみが「後に洛の建仁塔院に寓す」という興味深い記事を伝えている。これによれば、素哲は諸方の禅匠に歴参した後、京都洛東の東山建仁寺の塔院に寓居したというのである。建仁寺はかつて素哲も参学期に掛搭したことのある叢林であり、その塔院と開山栄西（葉上僧正・千光法師）の墓塔を祀る塔頭（廟所）にほかならない。『扶桑五山記』四「山城州東山建仁禪寺」の「塔頭」には栄西の塔院について「黃龍派、興禪護國院、開山塔、扁曰華藏世界」と記されており、同じく「住持位次」にも、

第一、葉上僧正。諱栄西、号明菴。宋徽宗「千光入宋、非徽宗時、孝宗時也」特賜「千光法師」。嗣「天童虛菴敞禪師」。備中人。建保二乙亥七月五日、入定于興禪護國院、号「入定塔」。寿七十五。

と記されているから、建仁寺山内に建てられた栄西の塔頭は興禪護國院と称され、開山塔は入定塔と号され、扁額は華藏世界と書されたことが知られる。<sup>(19)</sup>この点は『続群書類從』第九輯上（卷二二五）に所収される「洛城東山建仁禪寺開山始祖明庵西公禪師塔銘」においても「塔于建仁之東、曰護國院」と述べられており、興禪護國院が建仁寺の東側に存したことを伝えている。栄西は建保二年（一二一五）七月五日（六月五日とも）に入定示寂し、この興禪護國院に葬られたとされており、素哲が到った建仁塔院とはまさにこの栄西を葬った塔頭である興禪護國院のことを指している。興禪護國院とはいうまでもなく栄西の主著である『興禪護國論』にちなんだ命名であり、京都禪林発祥の靈蹟ともいってべき廟所といつてよい。この栄西の塔院にはその高弟で道元とともに入宋しながら中国浙江の地に客死した仏樹房明全（一一八四—一二二五）の墓塔も合祀されていたものらしい。明全は道元が先師と仰ぐ禅者であり、栄西もまた道元から師翁として尊崇されている。したがって、建仁寺の興禪護國院は永平派下の曹洞禅者にとつても重要な祖蹟であったといつてよい。

『洞谷五祖行実』は栄西の塔院である興禪護國院に素哲が寓居した消息を記しているわけであるが、その事実をさらに明確に伝えるものとして、大乗寺秘本『洞谷記』には、

元亨三年四月十四日、擬「小座湯」而点「湯請」首座。即晚土地堂念誦罷、自「京都」下向即付法弟子哲書記、建仁寺開山塔主素哲也。  
夏中法益令分説、誠是室中之領袖也。

という記事が存し、流布本『洞谷記』にも、

同（元亨三年四月）十四日、擬「小座湯」而点「湯請」首座。即晚土地堂念誦罷、自「京都」付法弟子哲書記下向、建仁開山塔主也。夏中

「異有法益」令了「異作分」説、誠是室中之領袖也。

と記されている。この記事は元亨三年（一二二二）四月一四日  
の晩に書記の素哲が京都から下向して永光寺に戻つて来たこ  
とを述べる一段であるが、このときの素哲の肩書きが「建仁  
寺開山塔主」となつてゐるわけである。したがつて、それま  
で素哲は加賀あるいは能登と京都の間を往来しつつ建仁寺開  
山塔院において塔主の職位を勤めていたことになり、推測す  
るに、素哲は永光寺僧団あるいは道元派下の曹洞宗を代表す  
るかたちで建仁寺に守塔比丘として派遣されていたのではないか。  
かろうか。

ちなみに素哲が建仁寺開山塔院の塔主を勤めていた当時、  
建仁寺の住持であつた禅者としては、『扶桑五山記』四「山城  
州東山建仁禪寺」の「住持位次」などを通して、文保二年  
(一一七)に示寂した大覚派の明窓宗鑑(明覚禪師、一二三  
四一一三一八)について仏源派の嶮崖巧安(仏智円応禪師、一  
二五二一一三三一)と鉄庵道生(本源禪師、一二六二一一三三  
二)が住持し、さらに大覺派の独照祖輝(真覚禪師、一二六二  
一一三三五)を経て一山派の石梁仁恭(慈照慧燈禪師、一二六  
六一一三四)へと受け継がれていることが知られる。おそらく  
こうした臨濟禪者が建仁寺一山を管理する中につけて、素  
哲は真摯に塔主として榮西の祖廟に仕えていたのであろう。  
(22)

### 永光寺の首座

**光禪**：文保元年、山移洞谷。元亨三年癸亥四月十四日、師自從洛  
陽建仁而省觀。山喜便問、人投密室時如何。師云、曾不  
處方外。山云、還解隱身也否。師云、卓爾不依倚。山領  
之、乃請師居第一座。同六月、師入室。因山問云、不慕  
諸聖、不重己靈、汝如何會。師云、夜光勿蹈白、不石即  
是水。山云、青原垂兩足、又如何。師便禮拝。山云、如是如  
是。其普說示云、靈山有分座首座、曹溪有分化首座、大乘  
有分院首座、洞谷有分說首座、諸人還識取此人也否。吾  
首座明峰、當仁不讓。三十年同宿、二十二年前嗣法。曾在  
大乘時、為吾侍者、昼夜參得、不相捨離。凡八年矣。当初  
先師告予云、哲侍者是真法器也。汝須是伝法衣云々。實  
吾家種艸也。今朝局衆立僧秉扱。付偈云、永光燈下列焰人、  
照破劫空氣象新、凸出明峰難藏匿、全功轉側露全身。即  
脫法衣捧起云、永平付法伝衣信、嫡嫡師資面授來。師接得  
衣云、庚嶺誰言提不起、而今着得化門開。即日除座、雲衆  
皆服。

**洞谷**：元亨年中、帰省瑩山和尚於洞谷。即入室、瑾公設問云、人  
投密室時如何。師云、不曾處方外。云、還解隱身否。  
云、卓爾不依倚。瑾公便分半座。拈衣云、永平付法伝衣  
信、嫡々師資面授來。師應聲受之云、庚嶺誰言提不起、而  
今著得接門開。同日入室普說、從此稱洞谷分說首座。  
**扶桑**：嘗命居第一座説法、授以徹通老人僧伽梨及偈、以表付受  
之信。哲作偈曰、永平付法伝衣信、嫡嫡師資面授來、庚嶺誰  
云提不起、而今接著化門開。

延宝……山移永光、命師分座、囑付祖衣并偈。師頂受衣偈曰、永平付法伝衣信、嫡々師資面授來、庚嶺誰言提不起、而今著得化門開。

本朝……山開永光、命師分座、尋囑曰、因縁正熟、時節亦至、備宜代我繼大乘席。乃付傳來衣說偈曰、永光燈下列焰人、照破劫空氣象新、凸出明峰難藏匿、全功転側露全身。哲頂受衣偈、亦呈偈曰、永平付法伝衣信、嫡嫡師資面授來、庚嶺誰言提不起、而今著得化門開。

諸祖……山後開能之永光、招師分座說法。付衣說偈云、永光燈下列焰人、照破劫空氣象新、凸出明峰難藏匿、全功転側露全身。師接得衣云、庚嶺誰言提不起、而今著得化門開。既而山囑云、因緣正熟、時節亦至、備宜代我繼大乘席。

聯燈……元亨間、瑩山拋洞谷、師往省觀。山喜居第一座。癸亥夏六月入室、山問曰、不慕諸聖、不重己靈、汝如何會。師曰、夜光勿踏白、不石即是水。山曰、青原垂兩足、又如何。師便禮拜。山曰、如是如是。即付衣偈曰、永光燈下列焰人、照破劫空氣象新、凸出明峰難藏匿、全功転側露全身。乃拈衣曰、永平付法伝衣信、嫡嫡師資面授來。師接得曰、庚嶺誰言提不起、而今著得化門開。

源流……山命師分座、乃囑付衣法並偈。

大乘……親伝衣法、及瑩山創永光、召師分座接納。

素哲は紹瑾が大乗寺の住持を退くとともに、その席下を去つて諸山歴遊に赴いているわけであるが、「光禪開山老和尚行状記」には「文保元年、山、洞谷に移る」と記され、文保元年に正式に紹瑾が洞谷すなわち永光寺に遷住したことを伝えて

いる。『洞谷記』によれば、実際に紹瑾は文保元年八月に永光寺に方丈を構え、一〇月二日に徒衆を移して形式のごとく入院の儀式を行なつてている。さらに同年の冬、安居には壺庵至簡が都寺を勤め、鉄鏡眼可が永光寺最初の首座に就任している。この頃には峨山韶碩も永光寺において都寺に就いているほか、後に素哲の法を嗣ぐことになる月庵院瑛（光英とも、？—一三四五）や龍松素渓（祖渓とも）らもすでに永光寺の紹瑾に参隨していたことが知られる。しかしながら、永光寺の開堂当時に素哲の名は見い出せず、素哲が山内を出て遠く行脚修道の最中にあつたらしいことが状況からも確かめられる。

諸山歴遊を終えてから京都東山建仁寺の開山塔院で久しく塔主を勤めていた素哲は、その後、能登に帰つて紹瑾の席下に戻つている。『洞谷五祖行実』と『洞上聯燈錄』によれば、元亨年間（一二三二—一二三二四）に素哲は能登の洞谷山永光寺に帰省して再び紹瑾の席下に列なつたとされている。ただし、この点は、大乗寺に所蔵される『仏祖正伝菩薩戒作法』の末尾に、

右正応五年八月十三日、在于永平寺之妙高堂、申出正本書写畢。同十九日、在予丈室而読校了、同伝受作法了。

此本相伝持以來廿年、入血脉袋所持。今元応三年辛酉二月時正日、付授参考小師素哲首座・韶碩都寺・能州洞谷紹瑾、在丈室妙莊嚴院授与。

という奥書が存している点に問題を残している。この奥書によれば、かつて紹瑾が正応五年（一二九二）八月に永平寺妙高堂において第四代住持の義演（？—一三一四）より伝授された『仏祖正伝菩薩戒作法』を、ちょうど三〇年後の元応三年（一三三二）二月に永光寺方丈の妙莊巖院において首座素哲と都寺韶碩という参学小師の二高弟に付授したことになつている。<sup>24)</sup> 正応三年は二月二三日に元亨と改元されているが、素哲はすでに元応三年二月以前には永光寺に戻つて紹瑾に随侍し、一山の大衆をまとめる首座の要職を勤めていたことになろうか。もちろん、先の建仁寺塔主の記事からして、その後も素哲が永光寺と建仁寺との間を往来し、建仁寺開山塔院の塔主の責務を果たしていたであろうことは疑いない。

永光寺はもと紹瑾が滋野信直（海野三郎）とその妻すなわち後の黙譜祖忍尼より寄進された能登鹿島郡酒井保の山地に茅屋を構えたことに始まり、富樫家方が伽藍を造営して創したものである。紹瑾にとって永光寺は大乗寺に代わるべき新たな拠点寺院となつたわけで、久しくその門を離れていた筆頭の門人ともいうべき素哲を正式に呼び戻し、永光寺僧団の補佐を頼みたい意図は募つていたことであろう。

元応三年は二月二三日に改元されて元亨元年と改まっており、六月一七日に紹瑾は能登鳳至郡櫛比に赴き、七月二二日には権律師定賢より諸嶽寺観音堂の寺領敷地の寄進を受けて

いるが、これが諸嶽山総持寺の始まりである。<sup>25)</sup> さらにやがて総持寺を継承することになる峨山韶碩が一月二十五日に紹瑾より永光寺の首座に任せられ、秉拂を行なつてることが知られる。<sup>26)</sup>

しかしながら、その頃における素哲の消息は『洞谷記』などでは伝えられておらず、おそらくわずかな滞在を除いて素哲は京都建仁寺の開山塔院に留まつていたものと見られる。もつとも、素哲が建仁寺でなした消息などは全く伝えられておらず、その具体的な活動は定かでないのが惜しまれる。すでに述べたごとく大乗寺秘本『洞谷記』には、

元亨三年四月十四日、擬ニ小座湯ニ而点ニ湯請ニ首座。即晚土地堂念誦罷、自ニ京都ニ下向即付法弟子哲書記、建仁寺開山塔主素哲也。夏中法益令ニ分説、誠是室中之領袖也。

という記事が存し、流布本『洞谷記』にも、

同十四日、擬ニ小座湯ニ而点ニ湯請ニ首座。即晚土地堂念誦罷、自ニ京都ニ付法弟子哲書記下向、建仁開山塔主也。夏中（ヘ異有ニ法益）令了（ヘ異作）分説、誠是室中之領袖也。

という記事が存しているように、元亨三年（一三一三）四月一四日の晩にそれまで京都建仁寺で塔主を勤めていた書記の素哲が永光寺に帰山していることが知られ、紹瑾は素哲を「室中の領袖」と称えている。この点は「光禪開山老和尚行業記」においても、

元亨三年癸亥四月十四日、師、洛陽の建仁より省覲す。山、喜びて便ち問う、「人、密室に投する時、如何ん」と。師云く、「曾て方外に處せず」と。山云く、「還た隠身を解するや」と。師云く、「卓爾として依倚せず」と。山、之れに頷き、乃ち師を請して第一座に居せしむ。

と記され、素哲がこの年の夏安居に合わせて前日に建仁寺より帰省しており、おそらく紹瑾の招請により能登に戻つているものと見られる。ここでも素哲がそれまで建仁寺に在つたことが記されているわけであり、永光寺に舞い戻つた素哲を迎えた紹瑾は喜んで素哲に問い合わせを発している。この商量については『洞谷五祖行実』においても、

瑾公、設問して云く、「人、密室に投する時、如何ん」と。師云く、「曾て方外に處せず」と。云く、「還た隠身を解するや」と。云く、「卓爾として依倚せず」と。

とほぼ同内容に記されている。ともあれ、「光禪開山老和尚行業記」においても役職こそ記されていないが、素哲がそれまで建仁寺に在つて塔主を勤めていたことは疑いなかろう。

おそらく紹瑾はこのとき素哲を室中（丈室）に迎え入れたものと見られ、直ちに師資の間で問答商量をなし、素哲に対しても「学人が密室に投する時節」すなわち入室密参の消息を試問している。密室に投する時とは仏祖の大道を明らかにして師の印可を受ける時節のことであって、ここでは現に入室して紹瑾の禅旨を相承する素哲自身のありようを問うているわ

けである。素哲が「曾て方外に處せず」と答えてているのは、もとより世俗を超えた立場にすら留まつてもいい、どこでも密室の事であつて常に真理が現前しており、人と法が一枚になつていることを表明したことばであろう。さらに紹瑾は「還た隠身を解するや」と問うていて、隠身とは身を隠すことであり、あとかたを残さない意であるから、仏法に對するらわれすら捨てた没蹤跡のありようを述べたものである<sup>(27)</sup>。このとき素哲は「卓爾として依倚せず」と答えており、高く抜きん出て何ものにも寄り掛からない、主体的な自己の確立こそ隠身の境界であることを表明している。紹瑾はこの答えを是として頷き、そこで素哲を請して第一座（首座）に居らしめたと伝えられる。

しかし、実際にはこの「光禪開山老和尚行業記」や『洞谷五祖行実』に語られる機縁は、後に示すがごとく流布本『洞谷記』に載る紹瑾と孤峰覺明の商量に関する素哲のコメントと同一なのが問題である。もつともこのときの因縁をもとに覚明の商量に対する素哲の一転語がなされたとも解されるところから、一概に先の紹瑾と素哲の問答を否定することはできないであろう。いずれにせよ、素哲は夏安居の結制日（四月一日）に合わせて永光寺へと戻り<sup>(28)</sup>、紹瑾より親しく首座として分座説法を任せられたとしているわけである。

このように結制安居の開始とともに紹瑾は会下に戻つた素

哲を首座に拝請したものらしく、やがて夏安居中に法嗣として方丈で入室伝法せしめている。「光禪開山老和尚行業記」によれば、

同六月、師、入室す。因みに山問うて云く、「諸聖をも慕わず、己靈をも重んぜず、汝、如何んが会す」と。師云く、「夜光、白きを踏むこと勿かれ、石にあらずば即ち是れ水なり」と。山云く、「青原、両足を垂る、又た如何ん」と。師、便ち礼拝す。山云く、「如是、如是」と。

とあり、また『洞上聯燈錄』においても、

癸亥の夏六月、入室するに、山問うて曰く、「諸聖をも慕わず、己靈をも重んぜず、汝、如何んが会す」と。師曰く、「夜光、白きを踏むこと勿かれ、石にあらずば即ち是れ水なり」と。山曰く、「青原、両足を垂る、又た如何ん」と。師、便ち礼拝す。山曰く、「如是、如是」と。

として入室の際になされた両者の商量をほぼ同文で伝えてい る。これによれば、素哲が紹瑾の席下で入室したのは夏安居中の六月であつたことが知られる。このとき紹瑾は入室した 素哲に対して「諸聖をも慕わず、己靈をも重んぜざる」のあり ようをどのようにとらえているかを質しているわけである。 ここにいう「諸聖をも慕わず、己靈をも重んぜず」のことば は、もともと『景德傳燈錄』卷五「吉州青原行思禪師」の章 に、

子、与汝住山。遷至彼未呈書便問、不慕諸聖不重己靈時如何。讓曰、子問太高生、何不向下問。遷曰、寧可永劫沈淪、不慕諸聖解脱。讓便休。遷廻至靜居。師問曰、子去未久送書達否。遷曰、信亦不通、書亦不達。師曰、作麼生。遷舉前話了、却云、發時蒙和尚許箇鈍斧子、便請取。師垂一足。遷礼拝。尋辭往南嶽。

師令希遷持書与南嶽讓和尚曰、汝達書了速廻、吾有箇鈍斧

子、与汝住山。遷至彼未呈書便問、不慕諸聖不重己靈時如何。讓曰、子問太高生、何不向下問。遷曰、寧可永劫沈淪、不慕諸聖解脱。讓便休。遷廻至靜居。師問曰、子去未久送書達否。遷曰、信亦不通、書亦不達。師曰、作麼生。遷舉前話了、却云、發時蒙和尚許箇鈍斧子、便請取。師垂一足。遷礼拝。尋辭往南嶽。

子、与汝住山。遷至彼未呈書便問、不慕諸聖不重己靈時如何。讓曰、子問太高生、何不向下問。遷曰、寧可永劫沈淪、不慕諸聖解脱。讓便休。遷廻至靜居。師問曰、子去未久送書達否。遷曰、信亦不通、書亦不達。師曰、作麼生。遷舉前話了、却云、發時蒙和尚許箇鈍斧子、便請取。師垂一足。遷礼拝。尋辭往南嶽。

これに對して素哲は「夜光、白きを踏むこと勿かれ、石にあらずば即ち是れ水なり」と答えていたが、これは夜の光のもとで石か水かを見分けながら注意深く歩むがごとく、綿密な行持を実践していくありようを語るものにほかならない。

諸聖をも慕わず、己靈をも重んじない消息を着実に一步一步の仏祖行を履践していく中にもうらえるべきことを示しているわけである。また紹瑾は「青原、両足を垂る、又た如何ん」と素哲に迫っているが、これは印可の証として鉗斧子を求める希遷に對して行思がすべてを投げ出した事実の意味を問うものである。<sup>(31)</sup>このとき素哲が紹瑾に對して礼拝をなしたのは、まさに希遷が行思に對して礼拝した消息と軌を一にしたものであり、紹瑾もこれを「如是、如是」と深く認めていたわけである。素哲の境涯の深まりを如実に知り、満悦する紹瑾のすがたが察せられる。

つづいて「光禪開山老和尚行業記」には紹瑾が素哲を立僧首座となした際に行なつた普説として、

其の普説に示して云く、「靈山に分座の首座有り、曹渓に分化の首座有り、大乗に分院の首座有り、洞谷に分説の首座有り、諸人、還た此の人を識取すや。吾が首座明峰は、仁に當りて譲らず。三十年同宿し、二十二年前に嗣法す。曾て大乗に在りし時、吾が侍者と為り、昼夜に參得し、相い捨て離れざること凡そ八年なり。当初、先師、予に告げて云く、「哲侍者は是れ眞の法器なり、汝、須らく是れ法衣を伝うべし、云々」と。實に吾が家の種艸なり、今朝、衆を局

りて立僧秉扱せしむ」と。

ということばが載せられている。この一連の素哲の立僧入室の事情をより具体的に伝えるものとして大乘寺秘本『洞谷記』には、

同六月廿五日、普説令<sup>レ</sup>行<sup>ニ</sup>入室。非<sup>ト</sup>挙<sup>ニ</sup>平常立僧<sup>レ</sup>上堂普説<sup>レ</sup>、師入室、資正<sup>レ</sup>是分説也。靈山有<sup>ニ</sup>分座首座、曹渓有<sup>ニ</sup>分化首座、迦葉<sup>レ</sup>青原。大乘有<sup>ニ</sup>分院首座、洞谷有<sup>ニ</sup>分説首座、紹瑾・素哲也。

という記事も存し、流布本『洞谷記』にも、

同日、普説令<sup>レ</sup>行<sup>ニ</sup>入室、非<sup>ト</sup>挙<sup>ニ</sup>平常立僧<sup>レ</sup>上堂普<sup>レ</sup>。師入室、資正<sup>レ</sup>是分説也。靈山有<sup>ニ</sup>分座首座、曹渓有<sup>ニ</sup>分化首座、迦葉<sup>レ</sup>青原也。大乘有<sup>ニ</sup>分院首座、洞谷有<sup>ニ</sup>分説首座、紹瑾・素哲也。

として、同じく六月二十五日の消息が載せられている。これによれば、この日、紹瑾は普説して素哲を入室せしめており、このときの入室が平常に挙する立僧の上堂普説とは相違し、師が入室すると資（弟子）が分説することであると述べている。『光禪開山老和尚行業記』に「靈山に分座の首座有り、曹渓に分化の首座有り、大乗に分院の首座有り、洞谷に分説の首座有り」とあるのは、靈鷲山において摩訶迦葉が分座の首座を勤め、曹渓山において青原行思が分化の首座を勤めた例に比して、大乘寺で分院の首座を勤めた紹瑾自身のかつての消息とともに、永光寺で現に分説の首座を勤める素哲のありようを高く評価しているわけである。<sup>(33)</sup>

この点、幸いに『曹洞宗古文書』上巻「広福寺文書」に「素哲法衣相伝法語」が所収されており、このときの素哲の立僧普説のさまを窺うことができる。いま、その全文を示すならば、

元亨癸亥六月廿五日、拳<sub>二</sub>哲首座<sub>一</sub>立僧普説云、相<sub>二</sub>繼七仏法、付<sub>二</sub>授列祖心、了了無<sub>三</sub>世、靈靈離<sub>三</sub>四禁。一燈分<sub>二</sub>百億、百億不<sub>二</sub>相<sub>一</sub>侵、塵劫以來事、到頭絕<sub>二</sub>追尋。宛如<sub>二</sub>葫蘆藤、手纏<sub>二</sub>葫蘆藤。所以道、有<sub>二</sub>老人、能變<sub>二</sub>作万物、是什麼人。靈山分座、曹谿分化、大乘分食、洞谷分説、俱有<sub>二</sub>立僧、稱<sub>二</sub>大衆等入室。諸人識<sub>二</sub>取此<sub>一</sub>人也未。

吾首座哲明峯、當<sub>二</sub>仁不<sub>二</sub>可<sub>一</sub>讓。三十年同宿、二十二年法嗣。當

初在<sub>二</sub>大乘、為<sub>二</sub>侍者<sub>一</sub>八箇年、昼夜參侍而不<sub>二</sub>相離。予常喚云<sub>二</sub>哲侍者<sub>一</sub>哲應諾。予即問云、是什麼。不<sub>二</sub>答話<sub>一</sub>經<sub>二</sub>八年、如<sub>レ</sub>此參侍問答。有時又問云、有<sub>二</sub>老人、能變<sub>二</sub>作万物、是什麼人。哲云、會<sub>二</sub>先<sub>二</sub>老人話。礼拜云、皮膚脱落尽、唯有<sub>二</sub>一真實。予云、若與<sub>二</sub>麼者、與<sub>二</sub>香林遠侍者<sub>一</sub>同轍、為<sub>二</sub>予侍者<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>空。自<sub>レ</sub>尔許<sub>二</sub>籌室。加之、先師遺囑云、長老、哲侍者是法器也、衣法須付。予白<sub>二</sub>云、予与<sub>レ</sub>師同眸、徹見分明、此子吾家種草也。

今朝對<sub>レ</sub>衆令<sub>二</sub>入室、付<sub>二</sub>信衣。遂云、永光燈下列焰人、照<sub>二</sub>破劫空<sub>一</sub>氣象新、凸出明峯難<sub>二</sub>藏匿、全功転側露<sub>二</sub>全身。下座、以<sub>二</sub>払子<sub>一</sub>打<sub>二</sub>禪床角<sub>一</sub>云、請<sub>二</sub>首座<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>衆入室。下座、脫<sub>二</sub>法衣<sub>一</sub>捧起<sub>二</sub>云、永平付法<sub>二</sub>伝衣信、嫡嫡師資面授來。哲傳<sub>二</sub>領法衣<sub>一</sub>提起<sub>二</sub>云、庚嶺誰言提<sub>二</sub>不起、而今著得接門開。

という素哲の立僧と普説に関する文書が存しており、その間のさらに詳しい事情が知られる。「素哲法衣相伝法語」の古文

書は一般に「明峰禪師立僧普説」と称されて熊本県玉名市石貫の広福寺に伝えられており、国の重要文化財に指定されている。<sup>(34)</sup>いま、とくに「素哲法衣相伝法語」より「立僧普説」の部分を書き下し文に直せば、およそつぎのようになろう。

七仏の法を相い継ぎ、列祖の心を付授す。了了として三世無く、靈靈として四禁を離る。一燈は百億に分かれ、百億は相い侵さず。塵劫以来の事は、到頭に追尋することを絶す。宛如も葫蘆藤の手ずから葫蘆藤を纏うが如し。所以に道う、「一老人有り、能く万物を作す、是れ什麼人ぞ」と。靈山にて分座し、曹谿にて分化し、大乗にて分食し、洞谷にて分説す、俱に立僧有り、大衆を称して等しく入室す。諸人、此の人を識取すや。

そこには過去七仏から歴代の祖師へと伝えられてきた正伝の仏法を素哲に継承させんとする紹瑾の意気込みが窺われ、師資相伝し面授相承してきた法門とともに、万物を変作する一老人すなわち主体的な自己とは何かを問題にしている。ついで紹瑾によつて素哲の行歴と参学の消息が述べられた後、さらに先に示したごとく紹瑾が信衣を付与する内容の前二句を述べ、素哲がこれを受納する内容の後二句を述べて偈頌が完成している。この偈頌の唱和については「光禪開山老和尚行業記」にも、

偈を付して云く、「永光燈下、列焰の人、劫空を照破して氣象新たなり、凸出せる明峯、藏匿し難し、全功転側して全身を露わす」と。即ち法衣を脱いで捧げ起して云く、「永平の付法、伝衣の信、嫡嫡た

る師資、面授し來たる」と。師、衣を接得して云く、「庚嶺、誰か

するに、雲衆皆な服す。

と記されている。紹瑾は永光寺の燈下に新たに法燈を列ねる素哲という優れた人材が打出されたことを高らかに証明するのであり、道元から代々に相伝された法衣の袈裟を脱いで捧げ起こし、師資面授の伝衣として素哲に授与している。このとき素哲はその伝衣を受け取るや、先に触れたごとく紹瑾の

「永平の付法、伝衣の信、嫡嫡たる師資、面授し來たる」という前二句に呼応し、自ら「庚嶺、誰か言わん提げ起せずと、而今、着し得て化門開く」という後二句を述べ呈している。

素哲としては大庚嶺における六祖慧能（大鑑禪師、六三<sup>(35)</sup>八一七一三）と蒙山道明（慧明とも、四品將軍）との伝衣の消息を踏まえて仏祖の教えを正しく受け継いだことを表明し、これより伝衣を身に纏つて衆生濟度の化他の法門に邁進することを誓つてゐるわけである。

この点は大乗寺秘本『洞谷記』においても、

元亨三年癸亥六月廿五日、哲首座立僧入室、伝衣竹籠同面授。捧<sub>二</sub>伝衣<sub>一</sub>云、永平付法伝衣信、嫡々師資面授來。哲首座相受頂戴<sub>二</sub>云、庚嶺誰言提不<sub>一</sub>起、而今著得接門開。

という記事が存しており、同じく流布本『洞谷記』にも、

同廿五日、哲首座立僧入室、伝衣竹籠同面授。捧<sub>二</sub>傳衣<sub>一</sub>云、永平付

法伝衣信、嫡嫡師資面授來。素哲首座相受頂戴<sub>二</sub>云、庚嶺誰言提不<sub>一</sub>起、而今著得接門開。

として同様の記事が載せられている。素哲が首座として立僧入室したのがやはり元亨三年の六月二十五日であったことが知られ、このとき紹瑾は首座の素哲に対しても伝衣と竹籠を目の当たりに授けている。とくに『続扶桑禪林僧宝伝』によれば、紹瑾は親しく徹通義介より相伝された僧伽梨衣と付法の偈を授け、これを付受の証しとしたとされている。

紹瑾の示す前二句は、永平寺の道元が親しく付法の証しとして仏祖正伝の袈裟を伝え、その後も懷笑から義介、義介から紹瑾自身へと師資が代々面授によつてこれを相伝してきたことを語るものである。素哲の答える後二句は、そのむかし六祖慧能を追いかけて大庚嶺に到つた五祖下の蒙山道明が祖師相伝の袈裟を捧げ起こせなかつた逸話を前提としており、いま、自らがここに正伝の袈裟を被着することができ、新たに接化の門が開かれたという抱負を語つてゐるわけである。

ただ、『本朝高僧伝』と『洞上諸祖伝』において、紹瑾がこの時点で「大乗の席を繼ぐべし」と語つたとされるのは忠実としては認めがたく、両史料が永光寺ではなく大乘寺を初住地とする説に基づいて付加した内容と見られる。

こうして「光禪開山老和尚行業記」によれば「即日、座に除するに、雲衆皆な服す」とあり、紹瑾は素哲を名実とともに

筆頭の高弟として認め、座を分かつて席下の道俗らの前に第一座として表明しているのであって、永光寺一山の大衆はみな素哲に心服したとされる。座に除することは新しい役職に任命することであり、首座として秉持させたことを述べている。ちなみに『加能史料・鎌倉II』の正中二年(一二三二五)八月の「十五日、能登国永光寺・總持寺前住紹瑾(瑩山)、没す」の項によれば、福岡県の河村道器氏の所蔵である「三木一草文識語」として、

菩薩戒相伝事、宗家一大事因縁、故少林僅六人也、南岳其一人也。  
或伝云、三聚戒也、又俗一人与<sub>ニ</sub>皮肉骨髓四門人<sub>一</sub>也。藥山十八人、  
洞山廿人也。開山永平和尚有<sub>ニ</sub>別願授戒、殆將<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>千人<sub>一</sub>。然而、正  
伝戒法才五人也。奘和尚授戒六百余、伝戒才五人也。介和尚授  
戒三百余人、伝戒才四人也。紹瑾授戒已七百余、自<sub>ニ</sub>正應<sub>ニ</sub>及<sub>ニ</sub>元  
亨<sub>ニ</sub>、<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>幾年人數幾<sub>ニ</sub>。伝戒又十余輩、現在<sub>ニ</sub>一人也。介公云、  
唐土在家男女有<sub>ニ</sub>受戒事<sub>一</sub>、此授<sub>ニ</sub>三聚戒<sub>一</sub>、如<sub>ニ</sub>我朝結縁灌<sub>ニ</sub>頂之<sub>一</sub>。

三木一草事、為<sub>ニ</sub>後鑑記<sub>ニ</sub>之。(花押)  
昔年捨<sub>レ</sub>筆時、教<sub>ニ</sub>哲侍者書<sub>ニ</sub>之。

という識語が伝存している。現在、この文書は大本山總持寺の宝物殿に依託所蔵されており、初期曹洞宗教団における菩薩戒相伝の実態を伝える貴重な現存史料となつている。「三木一草文識語」が書された年時は定かでないが、記事内容からして紹瑾の晩年に当る元亨年間(一二三二一一三三二三)の末頃のことであろう。これによれば、永平寺開山の道元は一〇〇

〇人にも及ぶ道俗に授戒したというが、戒法を正伝した者すなわち伝戒門人となるとわずか五人にすぎなかつたとされる。同様に懷奘は六〇〇人に授戒しているが、伝戒の者となるとわずかに五人であり、義介も三〇〇人に授戒しているが、伝戒の者はわずかに四人であつたと記されている。さらに内容は紹瑾自身のことにはんでいるが、紹瑾は正應年間(一二八八一二九二)から元亨年間に及ぶ約三〇年間に七〇〇人以上の道俗に授戒しているが、正應年間に最初の授戒をなしていることは世寿六二歳説を裏付ける記載としても注目される。また元亨年間までになした伝戒門人はわずかに一〇人にすぎず、その中で七人が存命であったことを表明している。示寂した者には鉄鏡眼可らがおり、存命の者は素哲・韶碩ら有力門人が含まれているのであり、紹瑾は後鑑のためにこれを記し、哲侍者すなわち素哲をして書写せしめているわけである。紹瑾自ら「昔年、筆を捨つる時」と述べているから、書写せしめた時期はおそらく元亨年間の終りの頃と見られ、紹瑾は晩年に及んで改めて「昔年、筆を捨つる時、哲侍者をして之れを書せしむ」の識語を付しているのであろう。

### 首座の活動と孤峰覺明

ところで、「光禪開山老和尚行業記」をはじめ僧伝・燈史に何らの記載も存していないが、この時期の首座素哲をめぐ

る消息として注目すべき事跡に、臨濟宗法燈派の孤峰覚明（国濟三光国師、一一七一一三六一）との関わりが挙げられる。覚明は法燈派祖の無本覚心の法嗣で、かつて素哲が参考した恭翁運良とは同門の法弟に当たる臨濟禪者であるが、この時期に洞上の宗旨を探らんと遠く能登の永光寺に到つて晩年の紹瑾に参考している。

覚明は会津（福島県）の出身で、比叡山で受戒した後に紀伊（和歌山県）由良の鷲峰山西方興國禪寺に赴いて法燈派祖の無本覚心に参考している。その後、覚明はただちに出羽（山形県）田川郡大泉荘の善見山玉泉寺（後の国見山玉川寺）かに到つて道元の法を嗣いだとも伝えられる高麗僧の了然法明（弘章、？一一三〇八？）に投じており、法明の席下で覚明は寢食を忘れて參禪学道に努め、『十牛図』の語句にちなむ参究などを通じて法明の実地の指導を受けている。さらに覚明は入元して中國元朝の江南禅林を歴遊すること一〇年にも及んでおり、帰國した直後にただちに能登の永光寺に到つて紹瑾を訪ね、その門に投帰することになるのである。

すなわち、実際に覚明の法嗣である河南聖珍（号は南洲とも）が覚明の示寂してまもない南朝の正平一七年（北朝の康安二年、一三六二）一〇月二四日に「孤峯和尚行実」を撰しているが、そこには紹瑾との関わりについて、

還參能州洞谷瑩山瑾和尚、欲探洞上宗風。師亦誓云、不了舉

大事、再不出此山矣。寺之土地預報師之來、兼第一座者  
（号明峯）夢寺之土地命行者令備珍饌茶菓云、今日入唐  
僧覺明者可來此寺。明日果腰抱而入寺。第一座見之而逆問  
云、新到名阿誰。師云、覺明。第一座云、長老及土地者昨夜報子  
來也。乃拉師上方丈。瑾和尚見來立問云、和漢兩朝參得何辺  
事。師以手指云、前面法堂、背後方丈。瑾首肯之、携手共入  
寢室。臨機應酬、無所漏泄。自是一衆改觀。掛錫之後、脚弗  
越闈、脇弗即席。三年瑾云、汝種草不凡、伝燈一千七百旧公  
案、一一拈來、共汝商量、毫髮無差、吾之與汝因緣感發、猶  
如磁鐵。有時室中私驗師舉話云、如何是室中人。師云、無依  
倚而孤露坐。瑾以謂、是即是、以後定不為我家種草。雖然如  
是、法無二法、寧有偏党乎。我家有仏祖正伝菩薩戒血脉、宗  
門一大事因縁也。即今付屬於汝、尽未來際莫令斷絕矣。師遂  
授持之。仍記曰、此去住雲州、以後必為帝王之師。即夜半三  
更、故教師去矣。蓋懼衆之憎嫉也、恰類嶺南能也耳。

と記されている。この点は江戸期に臨濟宗妙心寺派の無著道忠（照冰堂・葆雨堂、一六五三—一七四四）が撰述した「雲州瑞塔山天長雲樹興聖禪寺開山兩朝特賜國濟三光國師碑銘」においても、

適瑩山瑾公、柄法能州洞谷、道声鼎沸。師自鎌倉発足、往就  
詢洞上秘旨。先山下自贊、若不出斯山。時哲明峰  
首衆、前夕夢、土地神区画行者、陳具珍饌茶果云、待入宋僧  
覺明也。明日師腰包上来。峰迎問云、新到名甚麼。答曰、覺明。  
峰驚喜云、公乎。師問故曰、昨夜土地已報焉。乃引之上方丈。  
瑩山問曰、走遍和國漢土、參得甚辺事。師以手指云、前面法

堂、背後方丈。山頗奇<sup>レ</sup>之。後日入室、臨<sup>レ</sup>機円転無<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>滞。一衆注目。山拈<sup>レ</sup>伝燈一千七百公案、一一与<sup>レ</sup>師共商量、針芥相投、未<sup>レ</sup>始抵牾。山嘆云、吾之与<sup>レ</sup>汝道縁会過、有<sup>レ</sup>如<sup>ニ</sup>磁鐵<sup>也</sup>。師自<sup>ニ</sup>掛錫、趾弗<sup>レ</sup>越<sup>ニ</sup>門限、脇弗<sup>レ</sup>沾<sup>ニ</sup>單席、相隨三年如<sup>ニ</sup>一日、尽得<sup>ニ</sup>其隱蹟。一日欲<sup>ニ</sup>辭去。山拵室問云、如何是室中人。答云、無<sup>ニ</sup>依倚<sup>孤</sup>露而坐。山不<sup>ニ</sup>訝然、徐曰、是即是、但汝向後必不<sup>レ</sup>為<sup>我</sup>家種草。雖<sup>ニ</sup>然如<sup>ニ</sup>是、法無<sup>ニ</sup>二法、理非<sup>ニ</sup>偏黨。吾家有<sup>ニ</sup>仏祖正伝菩薩戒血脈、宗門大事、豈惱<sup>ニ</sup>於汝哉。即今付<sup>ニ</sup>囑於汝、尽未來際莫<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>斷絕。師糾虔而受<sup>レ</sup>之。山復告云、此去西住<sup>ニ</sup>雲州<sup>留焉</sup>、他後必為帝者之師也。其夜三更令<sup>ニ</sup>潛去。蓋懼<sup>ニ</sup>妬慢之徒謀<sup>ニ</sup>不善<sup>也</sup>。亦東山銘<sup>ニ</sup>嶺南能<sup>之</sup>意也。

と記されていて、その間の消息がかなり克明にまとめられて<sup>(38)</sup>いる。この中でいま注目すべきは、永光寺の土地神（護伽藍神）と第一座（首座）であつた素哲をめぐる因縁であつて、覚明はこのとき素哲ときわめて親しい道交を結ぶことになつたようである。

覚明が永光寺に到る前日の夜中、夢の中で覚明が来参するであらうことを寺の土地神が予め第一座の素哲に告げ、行者に珍饌・茶菓を供えるべき旨を述べ、「今日、入唐僧覚明という者、此の寺に來たるべし」と伝えたとされる。果たして当日に包みを腰にして一介の雲水が永光寺に辿り着くのであり、素哲が出迎えて「新到、名は阿誰ぞ」と問うと、一僧は「覺明」と答えている。素哲は驚いて昨夜の夢をその僧すなわち

覚明に伝え、その稀有なる来参の因縁をともに喜んだとされる。その時期は明確には記されていないが、素哲が首座に就いた元亨三年（一二三二）六月二十五日より以降のことと解すべきであろうか。

このとき素哲はただちに覚明を伴つて方丈に上り、堂頭の紹瑾に拝謁面会させている。覚明が方丈に到るや、紹瑾は立つたまま「和漢の両朝にて何辺の事に参得すや」と問い合わせている。紹瑾としては初相見の覚明に対して、中国と日本の禅林を闊歩して得た参禅学道の心底を問い合わせているわけである。このとき覚明は方丈から前面を手で指して「前面は法堂、背後は方丈」と答えている。前方には法堂が立ち、背後には方丈が存しているというのは、諸法実相あるいは触目菩提の道理を語るものにほかならず、唐末五代の雲門文偃（匡真禪師、八六四—九四九）の「雲門厨庫三門」の古則をすら連想せしめるものがあろう。<sup>(40)</sup> この答えを聞いて紹瑾ははじめて覚明を肯い、手を携えてともに寝堂すなわち住職の寝室（方丈）に入つて親しく問答商量を展開したとされる。ちなみにこの初相見の問答は、『諸嶽開山二祖禪師行錄』の「諸嶽開山瑩山仏慈禪師行錄」にも収録されている。<sup>(41)</sup>

紹瑾との間で交わした覚明の臨機應酬は少しも滞るところがなく、これより永光寺山内の一衆は覚明に対して見方を改めて注目するようになつたと伝えられる。そこにはおそらく

覚明の人となりを高く評価する素哲らの配慮が大きく影響していたものと推測され、覚明は永光寺に掛搭してより後、徹底して修行に邁進し、寺の山門の敷居から外に出ることなく、常に坐禅辨道して脇を席に着けることがなかつたとされる。

その後も素哲は永光寺に留まつて首座として晩年の紹瑾を補佐して活躍しているが、大乗寺秘本『洞谷記』によれば、

元亨癸亥十月廿四日夜丑時、感夢、有處供養新法堂、法座正面有三階。座上説法、不<sub>レ</sub>覺自<sub>ニ</sub>主階下立<sub>レ</sub>地。淨住無涯・當首座明峰等、曲躬問訊。山僧又手説法曰、正眼開明、法堂大開、識<sub>ニ</sub>得人々、不<sub>レ</sub>立<sub>ニ</sub>階梯。<sub>ヘ</sub>為<sub>ニ</sub>後鑑<sub>ニ</sub>記<sub>レ</sub>。

という記載が存し、流布本『洞谷記』にも、

元亨三年十月廿四日夜寅<sub>ヘ</sub>異作<sub>ニ</sub>丑<sub>ヘ</sub>時、感<sub>レ</sub>夢云、在所供養新法堂、法座正面有三階。座上説法、不<sub>レ</sub>覺自<sub>ニ</sub>主階下立<sub>レ</sub>地。時淨住無涯・當首座明峰等、曲躬問訊。山僧又手説法曰、正法眼開明、法堂大開、識<sub>ニ</sub>得人々、不<sub>レ</sub>立<sub>ニ</sub>階梯。<sub>ヘ</sub>為<sub>ニ</sub>後鑑<sub>ニ</sub>記<sub>レ</sub>。

として記事が存している。これによれば、元亨三年一〇月二十四日の夜、丑または寅の刻に紹瑾は夢を感じて新たに建てた法堂を供養し、法座での説法の際に主階より下りて地に立つ。このとき石川郡金沢の法苑山淨住寺の住持となつたばかりの無涯智洪と永光寺の首座であつた素哲らが曲躬問訊し、これに応じて紹瑾は又手して法を説き、会下の大衆に「正眼開明して、法堂、大いに開く、人々を識得し、階梯に立たず」という四句偈を示している。

また流布本『洞谷記』のみには正中元年（一二二四）正月に紹瑾が覚明との間でなした問答として、

正中元年甲子正月十一日、覚明上座參問、去冬和尚垂示曰<sub>ニ</sub>隱<sub>ニ</sub>身當臺<sub>ニ</sub>作<sub>ニ</sub>麼生<sub>ニ</sub>、近日我解<sub>ニ</sub>隱<sub>ニ</sub>身。予曰、作<sub>ニ</sub>麼生隱<sub>ニ</sub>身。明日、沒<sub>ニ</sub>蹤跡。予曰、作<sub>ニ</sub>麼生沒<sub>ニ</sub>蹤跡。明日、進<sub>レ</sub>之不<sub>レ</sub>妨、退<sub>レ</sub>之不<sub>レ</sub>妨。予曰、老僧不然、進<sub>レ</sub>不得退<sub>レ</sub>不得。明云、不<sub>レ</sub>借<sub>ニ</sub>他力。予云、上座有<sub>レ</sub>力、力尽始得。明云、死馬加<sub>ニ</sub>鐵為<sub>ニ</sub>活也、為<sub>ニ</sub>尚殺<sub>ニ</sub>也。予云、為<sub>ニ</sub>能死<sub>ニ</sub>。明云、和尚得<sub>ニ</sub>幾罪<sub>ニ</sub>。礼拝去。碩首座後來聞<sub>ニ</sub>此因縁、問<sub>ニ</sub>云、和尚作<sub>ニ</sub>麼生答<sub>ニ</sub>這得<sub>ニ</sub>幾罪<sub>ニ</sub>話<sub>ニ</sub>。予曰、我為<sub>ニ</sub>汝入<sub>ニ</sub>地獄<sub>ニ</sub>如<sub>ニ</sub>箭。予即問<sub>ニ</sub>碩首座、作<sub>ニ</sub>麼生道。碩曰、為<sub>ニ</sub>汝不<sub>レ</sub>顧<sub>ニ</sub>眉鬚墮落<sub>ニ</sub>。又問<sub>ニ</sub>哲首座、投<sub>ニ</sub>人密室<sub>ニ</sub>時如何。哲云、不<sub>ニ</sub>曾處<sub>ニ</sub>方外<sub>ニ</sub>。又問<sub>ニ</sub>碩首座、碩云、不<sub>レ</sub>疑<sub>ニ</sub>堂奥人<sub>ニ</sub>。又問<sub>ニ</sub>悟典座。悟云、卓爾無<sub>ニ</sub>依倚<sub>ニ</sub>。

という機縁を伝えている。<sup>(42)</sup>これによれば、正月一一日に覚明が参問して、去冬に紹瑾が垂示した「身を当臺に隠すこと作麼生」のことばについて「我れ隱<sub>ニ</sub>身を解す」と答えている。紹瑾がその隠身のありようを質すと、覚明は「没<sub>ニ</sub>蹤跡」と答えている。紹瑾がさらに没<sub>ニ</sub>蹤跡のありようを問う質すと、覚明は「進<sub>レ</sub>むるを妨げず、退<sub>レ</sub>くを妨げず」と答え、進むも自由、退くも自由な境界のことであると示す。これに対して紹瑾は「老僧は然らず、進み得ず、退き得ず」と述べている。さらに覚明が「他の力を借りず」と答えると、紹瑾は「上座、力有り、力尽きて始めて得し」と押さえている。

た紹瑾は「我れ汝が為めに地獄に入ること箭の如し」と答え、韶碩も「汝が為めに眉鬚の墮落するを顧みず」と見解を述べている。さらに紹瑾はこの因縁にちなんで人の密室に投ずる消息について門下の韶碩と素哲の二首座および悟典座の三禅者にそれぞれ見解を求めている。これに対して、素哲は「曾て方外に處せず」と答え、韶碩は「堂奥の人を疑わず」と示し、悟典座は「卓爾として依倚する無し」と述べているが、覚明が素哲や韶碩らとともに互いに永光寺僧団に在つて切磋琢磨しているさまが窺われる消息といえよう。ただ、ここにいう「曾て方外に處せず」と「卓爾として依倚する無し」ということばは、すでに述べたごとく素哲の機縁の語句と同一なのが問題であろう。

さらに大乗寺秘本『洞谷記』には、

能州洞谷山東西両班尊道・素哲等、並江湖雲衆至簡・素渓等、今月初八日、転<sub>ニ</sub>仏生令辰、請<sub>ニ</sub>開堂転法<sub>ニ</sub>者。右伏惟、洞水逆流、宗派溢<sub>ニ</sub>于江湖、大陽普照、光輝遍<sub>ニ</sub>於日域。滔天波瀾、請欲<sub>ニ</sub>識<sub>ニ</sub>取槌源、永光伝燈、願勿<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>秘正命。令<sub>ニ</sub>此後五百歳再見<sub>ニ</sub>靈山会矣。謹疏。堂上大和尚、慈悲容納、歴代祖仏祖、共作<sub>ニ</sub>證明。謹疏。

元亨四年四月八日、兩班尊道・素哲等、謹疏。

という記事が存し、流布本『洞谷記』にも、

能州洞谷山東班西班尊道・素哲等、並江湖雲衆至簡・素渓等、今月初八日、転<sub>ニ</sub>仏生令辰、請<sub>ニ</sub>開堂転法<sub>ニ</sub>者。右伏惟、洞水逆流、宗

派溢<sub>ニ</sub>于江湖、大陽普照、光輝遍<sub>ニ</sub>於日域。滔天波瀾、請欲<sub>ニ</sub>識<sub>ニ</sub>取槌源、永光伝燈、願勿<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>秘正命。令<sub>ニ</sub>此後五百歳再見<sub>ニ</sub>靈山会矣。謹疏。堂上大和尚、慈悲容納、歴代諸仏祖、共作<sub>ニ</sub>證明。謹疏。

正中元年四月八日、兩班尊道・素哲等、謹疏。

としてほぼ同文の記載が載せられている。<sup>(43)</sup> これは正中元年(元亨四年、一三三四)四月八日に永光寺の両班であつた尊道・素哲らと寺内の大衆であつた至簡・素渓らが仏降誕日の説法を堂頭の紹瑾に依頼した請疏であつて、当時の首座素哲が都寺尊道とともに東西の両班を代表する門人として重きをなしていたことが知られる。このとき施主の富樫家方も紹瑾に対しても疏を奉っている。ちなみに尊道の消息は定かでないが、至簡は紹瑾の法を嗣いだ壺庵至簡のことであり、素渓は後に素哲の法を嗣いだ龍松素渓のことである。

この頃に大智が久しい元国での研鑽を終えて帰国し、永光寺に到つて紹瑾に謁している。すなわち、大乗寺秘本『洞谷記』には、

次五月廿日、鎮西智者遠訪<sub>ニ</sub>風來、曹山重編五位君臣二冊・投子青語一冊・真歇了語将来。重編者、太宋未<sub>ニ</sub>流布、況乎日本始見<sub>ニ</sub>之、大可<sub>ニ</sub>秘藏<sub>ニ</sub>。非<sub>ニ</sub>其人<sub>ニ</sub>者、不可<sub>ニ</sub>令<sub>ニ</sub>見、可<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>家重宝<sub>ニ</sub>。投子語・真歇語者、開<sub>ニ</sub>印板<sub>ニ</sub>流布<sub>ニ</sub>。

という記事が存し、五月二〇日に大智が永光寺に辿り着いていることが知られ、大智はこのとき『曹山重編五位君臣』二

冊と『投子青和尚語錄』一冊および『真歇了和尚劫外錄』一冊などを永光寺の紹瑾の下に将来したとされる。<sup>44)</sup>これらの将来典籍はともに中国曹洞宗の貴重な禅籍であり、永光寺ないし日本曹洞宗にとつては思想基盤として重宝されたはずである。すでにこのとき大智の境涯はかなりに達していたものと見られるが、紹瑾は結局のところ大智を法嗣とすることはせず、自らの示寂後は素哲に隨侍すべきことを託している。

同じく『洞谷記』によれば、これに先立つて五月一六日に

は首座の韶碩をはじめ僧衆二〇人が能登の総持寺僧堂を開くために永光寺を出山しており、同月の二九日には僧堂が開單して紹瑾は両班を請して開堂の式が行ない、ここに総持寺僧団が始動している。<sup>45)</sup>さらに紹瑾は七月七日には総持寺の住持職を韶碩に譲与し、かつて道元が山城深草の興聖宝林禅寺で最初に用いた竹籠などを付授しているが、後に素哲の僧団と対峙することになる韶碩がこのときより総持寺第二世の住持として活動を開始しているわけである。

さらに正中二年（一二三二五）七月二一日に紹瑾は永光寺における住持尊宿の次第を定めている。すなわち、大乘寺秘本『洞谷記』には、

当山住次尊宿、先瑩山法嗣中揀三嗣法臘次、可三住持興行。吾有三一人歟、有三孫弟法嗣一人。住持闕如者、六兄弟

中、励々力束々蔑、興化利生。是山僧現存悉知、尽未來際法孫相続

者、可レ依ニ各人興法利生。唯願、法孫歷代、代レ弘揚レ化、化他不ニ断絶矣。  
明峰・無涯・峨山・壺庵・孤峰・珍山。  
正中乙丑初秋二日記。

同七月二日。当山住次尊宿、先瑩山法嗣中揀三嗣法臘次、可三住持興行。吾有三四門人、若又有三一人孫弟法嗣歟。又住持闕如者、六兄弟中、励々力束々蔑、興化利生。是山僧現存悉知、尽未來際法孫相続者、可レ依ニ各人興法利生。唯願、法孫歷代、代レ弘揚レ化、化他不ニ断絶矣。

正中乙丑初秋二日記。

明峰・無涯・峩山・壺庵・孤峰・珍山。

と記されている。この日、紹瑾は永光寺の将来を鑑み、法嗣の中より嗣法の臘次に基づいて住持興行すべき四門人として明峰素哲・無涯智洪・峩山韶碩・壺庵至簡を挙げ、さらにいま一人の法嗣ともいるべき孤峰覚明と、孫弟の法嗣ともいるべき珍山源照の二人を加えた六兄弟を定めている。住持が欠如した場合、四門人あるいは六兄弟が結束して興化利生に尽力し、その門流によつて尽未來際にわたり永光寺が存続繁栄すべきことを託している。この中で覚明は結局のところ紹瑾に嗣承香を炷くことはなく、臨済宗法燈派の臨済禪者として活動することになるわけであるが、永光寺僧団はまさに筆頭の素哲を中心に四門人によつて維持展開していくことになる。

永光寺に所蔵される『血脉宗派并日本小宗派』の「日本小

宗派」には「洞谷瑩山」の法嗣として「光禪南明峰」「無岐智洪」「總持峯」「壺庵至簡」「孤峯」「珍山」「祖忍」という七人の名が挙げられているから、默譜祖忍尼を加えている点を除けば、四門人・六兄弟の六人の順序は『洞谷記』と同一となつていて<sup>(46)</sup>。素哲が越中(富山県)射水郡水見の光禪寺住持と甲斐(山梨県)巨摩郡の南明寺住持の肩書きで記されているものの筆頭の弟子に挙げられており、覚明も古くは明確に紹瑾の法嗣として永光寺僧団の曹洞禪者から認められていたらしいことが知られる<sup>(47)</sup>。

ちなみに永光寺山内の法堂の背後に存する五老峰伝燈院には五老ならびに永光寺歴代の位牌が奉安されているが、外部の正面には「五老峯」と刻まれた木製の縦額が掲げられており、これが覚明の筆蹟と伝承されている。これが史実であれば、覚明は何らかの因縁で紹瑾の生前かその示寂後に永光寺の僧衆に依頼されて「五老峯」の三文字を揮毫していることになろう。

**管**素意永劫是也。

洞谷…正中二年八月八日、充<sub>ニ</sub>洞谷第二代位。付<sub>ニ</sub>一偈<sub>ニ</sub>云、靈山一會坐猶暖、分<sub>ニ</sub>与明峯<sub>ニ</sub>永興繁、洞谷青松綠弥奧、雲居懸記水泓灣。亦曰、素哲老者、瑩山遺蹟為<sub>ニ</sub>僧錄、永劫勿失<sub>ニ</sub>祖意、譬<sub>ニ</sub>王道行事、云々。斯<sub>ニ</sub>手沢、今在<sub>ニ</sub>加州大乘寺庫<sub>ニ</sub>。

扶桑…嗣後開<sub>ニ</sub>法于<sub>ニ</sub>(大乘)及永光(・光禪)、三坐道場、而名流<sub>ニ</sub>遐迹。

延宝…(住<sub>ニ</sub>大乘)移<sub>ニ</sub>永光、(叛<sub>ニ</sub>越之光禪寺)為<sub>ニ</sub>第一世<sub>ニ</sub>)。

本朝…(遂住<sub>ニ</sub>大乘)尋移<sub>ニ</sub>永光。(越之檀越、叛<sub>ニ</sub>光禪寺)延為<sub>ニ</sub>開山始祖。三處道場、風規真密、參徒帰心。

諸祖…師受<sub>レ</sub>命礼辭、(帰住<sub>ニ</sub>大乘)又遷董<sub>ニ</sub>能之永光(・越之光禪)。故有<sub>ニ</sub>三坐道場之名、流播<sub>ニ</sub>寰宇。

聯燈…正中二年、承<sub>レ</sub>命住<sub>ニ</sub>持洞谷。

源流…(遂住<sub>ニ</sub>大乘)尋移<sub>ニ</sub>永光、(又開<sub>ニ</sub>越之光禪)。

大乘…尋董<sub>ニ</sub>永光。(延元二年住<sub>ニ</sub>本山)後開<sub>ニ</sub>山越之光禪。

久しく紹瑾に随侍していた素哲は正中二年(一二三二五)八月に到つて示寂直前の紹瑾より親しく永光寺第二代の住持職を任されることになる。すなわち、「光禪開山老和尚行業記」によれば、その経緯について、

### 永光寺への出世と瑩山紹瑾の示寂

光禪…山自拋<sub>ニ</sub>伝燈院、讓<sub>ニ</sub>師于洞谷二代法席、囑云、靈山一會座猶

暖、附<sub>ニ</sub>与明峰<sub>ニ</sub>永興繁、洞谷青松綠弥奧、雲居懸記水泓灣。

因縁正熟、時節亦到、爾宜<sub>ニ</sub>代<sub>レ</sub>我、大興<sub>ニ</sub>宗風。于<sub>レ</sub>時正中二年八月八日乃云、素哲吾門遺跡之僧錄也、喻如<sub>ニ</sub>王道行事、

山、自ら伝燈院に拋り、師に洞谷二代の法席を譲り、囑して云く、「靈山の一會、座猶お暖かなり、明峰に附与して永く興繁す、洞谷の青松、緑は弥いよ奥く、雲居の懸記、水は泓湾たり。因縁は正に熟し、時節亦た到る。爾、宜らく我れに代りて大いに宗風を興すべし」と。時に正中二年八月八日、乃ち云く、「素哲は吾が門の遺跡の僧錄なり、喻えば王道の行事の如し、素意を永劫に管する是れな

り」と。

と伝えている。紹瑾はこのとき自ら東堂となつて山内の五老峰伝燈院に隠居し、素哲に永光寺第二代の法席を譲つているが、合わせて七言四句の付囁の偈頌を与えている。この点は『洞谷五祖行実』においても、やはり紹瑾は素哲に対して、

靈山の一会、坐猶お暖かなり、明峯に分与して永く興繁す、洞谷の青松、緑は弥いよ奥く、雲居の懸記、水は泓湾たり。

という一偈を付したことを伝えている。「靈山の一会、坐猶お暖かなり」とは、靈山すなわち靈鷲山における「世尊拈華」の伝法の消息で、靈山の一会において釈迦牟尼仏が摩訶迦葉に半座を分つた故事のことであり、釈迦牟尼仏の示した仏法の温もりが永光寺に現成していることを強調したものである。「明峯に分与して永く興繁す」とは、その半座をいま素哲に譲与し、後代に法孫が永く繁茂することを願う内容である。「洞谷の青松、緑は弥いよ奥く」と「雲居の懸記、水は泓湾たり」

とは、永光寺の渙声山色の中に仏法の隆盛を願う内容である。紹瑾としては法を素哲に付与し、洞谷山中の松の緑がいよいよ深みを増すがごとく、永劫に法統が繁茂することを願うわけである。「雲居の懸記」とは、唐末に活躍した洞山下の雲居道膺（弘覺禪師、八三五？—九〇二）の記別のこと<sup>(49)</sup>であり、あるいは「雲居世尊密語」の古則を示すものであろうか。ここではおそらく師の洞山良价（悟本大師、八〇七—八六九）の法門を

受け継いだ道膺の門流がその後の中国曹洞宗の法統を維持した事実に準え、素哲の門流が久しく後代へとつづくのを紹瑾が記別していることになろう。その上で紹瑾は素哲に対して因縁が熟し時節が到来したことを告げ、自らに代わって大いに洞上の宗風を興すべきことを託している。しかも「光禪開山老和尚行業記」では、この譲与がなされた日時を正中二年八月八日であつたと記している。

さらに「光禪開山老和尚行業記」によれば、紹瑾は素哲を単に永光寺住持に据えたのみでなく、素哲に対して「素哲は吾が門の遺跡の僧録なり、喻えれば王道の行事の如し、素意を永劫に管する是れなり」と告げ、遺跡寺院の僧録にも任命していることが知られる。『洞谷五祖行実』においても紹瑾が素哲に親しく、

素哲老は、瑩山の遺蹟にて僧録と為す、永劫に祖意を失すること勿かれ、譬えれば王道の行事の如し、云々。

と示したことになつていて。しかもこのとき紹瑾が記した二種の手沢がいまも大乘寺の庫内に秘蔵されていることを伝えている。この点、幸いに流布本『洞谷記』には「洞谷門下僧祿御書曰」として、

素哲、予遺跡之僧祿也。喻えれば王道の行事、管祖意永劫、是也。  
中二年八月一日。 永光紹瑾。（在判）

という記載が存しております、これは実際に『曹洞宗古文書』下

卷「大乗寺文書」にも「紹瑾置文」として載せられている。

この文書は一般に「明峰禪師僧祿状」と称せられており、現在は国の重要文化財に指定され、やはり石川県立美術館に寄託されている。

このように永光寺の紹瑾は自らのゆかりの遺跡（ここでは寺院のこと）の僧録に素哲を任命することによつて、素哲を正式の後継者として公表し、全權を委ねて後事を託しているわけである。<sup>(51)</sup> 王道の行事とは皇帝として行なうべき道であり、皇位を継承する正しい後継ぎのごとく門下の正嫡として素哲を位置付けたものである。

ただし、紹瑾が素哲を門下の僧録に任命した年時が現存する「明峰禪師僧祿状」や流布本『洞谷記』では正中二年の八月一日となつており、先に述べた「光禪開山老和尚行業記」のいう八月八日より實際には七日間も早くなされていた事実が知られる。

ましてや流布本『洞谷記』には「洞谷讓与御状曰「本紙在<sub>二</sub>加州大乘室中、一本室中作<sub>レ</sub>寺」」として、

附<sub>二</sub>与洞谷全座於素哲首座明峰兄老（異本無<sub>二</sub>兄之字<sub>一</sub>）  
靈山一會座尚暖、附<sub>二</sub>与明峰一永興繁、洞谷綠松綠弥奧、雲居懸記  
水泓澗。

正中二年仲秋初八日。

洞谷讓附 紹瑾。 在判

瑾讓状」として、

附<sub>二</sub>与洞谷全座於素哲首座明峰老<sub>一</sub>。

靈山一會座尚暖、附<sub>二</sub>与明峰一永興繁、洞谷綠松綠弥奧、雲居懸記  
水泓澗。

正中二年仲秋八日。

（朱印）（朱印） 洞谷讓附 紹瑾。（花押）

という文書が伝えられており、先の「光禪開山老和尚行業記」に示される永光寺讓与の偈頌を収めた讓状がやはり實際に大乗寺裏に伝存している。この文書は一般に「明峰禪師請狀」と称されて國の重要文化財に指定されており、先の「明峰禪師僧祿状」とともにやはり石川県立美術館に寄託されている。<sup>(52)</sup> その日付けが中秋（八月）の八日となつてることから、八月一日に素哲を僧録に任命した後、七日を経た八月八日に至つて紹瑾は永光寺の全座すなわち住持の座を正式に首座の素哲に付与していることが明確に知られ、このときより素哲は永光寺の第二世住持として入院していることになろう。「光禪開山老和尚行業記」では、僧録に任命した文書と住持の座を付与した文書を一つにまとめたがために若干の混乱を来たしたものであろう。

ともあれ、「光禪開山老和尚行業記」をはじめ『洞谷五祖行実』『洞上聯燈錄』および『大乘聯芳志』では、正しく素哲が紹瑾の後席を継いで永光寺を開法したこと 등을伝えているわけという記事が存しております、これも実際に「大乗寺文書」に「紹

である。これに對して『延宝伝燈錄』『本朝高僧伝』『洞上諸祖伝』では、なぜか素哲の初開堂地を永光寺ではなく大乘寺であつたと記しており、その後に永光寺に住持したもののごとくに解している。しかしながら、この説は明らかに記事の混同であつて、それ以前に素哲が大乘寺の正式な住持を勤めた形跡は見られないわけであるから、すでに述べたごとく素哲は臨終間近の紹瑾より依託を受けて永光寺第二代として住院出世していることは動かないであろう。

ところで、素哲に後住を託した時点で、すでに紹瑾の病状は如何ともし難かつたもののようにあり、大乘寺秘本『洞谷記』には「孝服可<sub>レ</sub>着人々」として、

素哲〈白衣・白衫・白袈裟〉・智洪〈白衫・白対背・白紐〉・紹碩〈同〉・至簡〈同〉・尊道〈白対・白紐〉・素渙〈同〉・忍戒〈白背・白紐〉・慧球〈同〉・明照〈白対・白紐〉・源昭〈白背・生麻袈裟衣〉・子敏〈生麻衣・白紐〉・平交僧尼〈皆白紐〉。

という記事が存し、流布本『洞谷記』でも「孝服可<sub>レ</sub>著人人次

第」として、

素哲〈白衣・白衫・白袈裟〉・智洪〈白衫・白対背・白紐〉・韶碩〈同上〉・至簡〈同上〉・尊道〈白対・白紐〉・素渙〈同〉・忍戒〈白背・白紐〉・慧球〈同〉・尼〈明照〉〈同上〉・尼〈源昭〉〈白背・袈裟生麻衣〉・子敏〈同上、異作「白紐・袈裟生麻衣」〉・平交僧尼〈皆白紐〉。

と伝えている。これによれば、筆頭の素哲のみが白衣・白衫

・白袈裟の孝服で葬儀に臨むことが許されており、他の四門人である無涯智洪と峨山韶碩と壺庵至簡の三禪者がともに白衣・白対背・白紐で、尊道と龍松素渙が白対・白紐で、忍戒と金燈慧球尼が白背・白紐で、円鑑明照尼が白背・白紐または白対・白紐で、六兄弟のひとり珍山源照が白背・袈裟生麻衣（生麻袈裟衣）で、子敏が白背・袈裟生麻衣または白紐・袈裟生麻衣（生麻衣）で、その他の平交僧尼はみな白紐で、それぞれ紹瑾の葬儀に臨むべく孝服が定められている。<sup>(53)</sup> いずれにせよ、紹瑾としては門下の僧録に任じた素哲を中心に据えることで門下全体が結束して葬儀を遂行すべきことを願つていたと解されよう。

さらに素哲が如何に晩年の紹瑾より信認を得ていたかを伝える史料として、峨山韶碩の喪記である『總持二代御喪記』の「總持二代和尚抄箋」には、

瑾臨<sub>ニ</sub>遷化<sub>ニ</sub>、鳴<sub>レ</sub>鐘告<sub>レ</sub>衆曰、揚<sub>ニ</sub>吾宗風、素哲・韶碩両箇耳、我為<sub>ニ</sub>弟子<sub>ニ</sub>者悉知<sub>レ</sub>之。言訖化。

という記事が伝えられている。これによれば、紹瑾は遷化に臨んで鐘を鳴らして一山の大衆を集め、彼らに対して「吾が宗風を揚ぐるは、素哲・韶碩の両箇のみ、我が弟子為る者、悉く之れを知るべし」と告げたとされる。<sup>(54)</sup> この点は『仏祖正伝記』「四祖能州洞谷山永光寺開山紹瑾禪師」の章にも、

師晚年開<sub>ニ</sub>闢洞谷山、名滿<sub>ニ</sub>天下、道声弥盛。雖<sub>ニ</sub>付法弟子多、素哲

・韶碩抜群。讚「兩師」曰、哲子老馬如<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>路、碩子麒麟似<sup>レ</sup>点<sup>レ</sup>雲。という表現で記されている。これらによれば、紹瑾には付法の弟子が多かつたものの、素哲と韶碩の二禪者が抜群であつて、ために紹瑾もこの二人の高弟をとくに重視すべきことを弟子たちに周知せしめている。とりわけ、『仏祖正伝記』によれば、紹瑾が両者を讃して、

哲子は老馬の路を行くが如く、碩子は麒麟の雲に点ずるに似たり。と語つていたことを伝えている。素哲に対する称賛のことばである「老馬の路を行くが如し」とは、『韓非子』「説林上」に載る故事で、斉の管仲（字は夷吾、？—紀元前六四五）が山中で道に迷つたとき、老馬を放つてその後に隨うことで道を得たことから、転じて経験を積んで練達した智を具えていることを示している。<sup>(55)</sup>また韶碩に対して「麒麟の雲に点ずるに似たり」と称賛しているが、麒麟とは聖人が世に出て王道を行なうときに現れる仁獸とされることから、雲に上る麒麟のごとく傑出しているさまをいうのであろう。<sup>(56)</sup>紹瑾としては、修行歴が長く熟練した素哲と、傑出した禪機を振う韶碩をそれぞれ対照的に賛しているわけである。

もちろん、これらの史料は峨山下ないし無著系のものであるから、あくまで韶碩を称えて韶碩を素哲と同列に配することに意味が存するわけであるが、韶碩を賛嘆するために素哲を引き合いに出していることは、それだけ素哲の評価が瑩山

門下において不動のものであつたことを示しているよう。紹瑾には四門人六兄弟などの法嗣の存在が知られているが、晩年の紹瑾にとつて後事を託すべき素哲と韶碩という二高弟を得たことが如何に大きな心の支えとなつていたかが知られよう。そして、素哲が永光寺を譲与されてわずかに七日後の八月十五日の夜半に紹瑾は最後の説法をなしている。すなわち、流布本『洞谷記』の「開山御遷化」によれば、

自耕自種閑田地、幾度売來買去新、無限靈苗繁茂處、法堂上見<sup>(57)</sup>  
插<sup>レ</sup>鍬人。

という遺偈を書して示寂したとされ、他の紹瑾の伝記史料も一様にこの遺偈を伝えている。いま、これを書き下してみるならば、

自ら耕し自ら種ゆる閑田地、幾度か売り来たり買ひ去りて新たなり、無限の靈苗、繁茂する處、法堂上に鍬を插む人を見る。

ということになろう。紹瑾が育てた無限の靈苗の中心人物こそ素哲と韶碩であったわけで、紹瑾は彼らがさらに自らの意志を継いで法堂上で学人接化に努め、曹洞の宗旨を挙揚することを夢見て示寂しているのであろう。

ところで、紹瑾の世寿についてはこれまで江戸期の史料に基づく五八歳示寂説が定説であったわけであるが、近年、古史料の発見によつて世寿六二歳であつたとする新説が出されており、現今ではこの六二歳示寂説が多く賛同を得て支持

されている。ちなみに『永光寺年代記』によれば、

(正中) 二乙丑、瑩山紹瑾入滅、八月十五日、六十二歳。八月八  
日、明峰永光寺入寺。

と記されているが、「六十二歳」の字句のみが棒線で抹消されている。これはおそらくもともと六二歳説が永光寺山内で伝承されてきたのに対し、江戸期において曹洞宗門で確立した五八歳説がしだいに有力となつたがために、あえて削除されるに至つたものではなかろうか。いずれにせよ、古くは紹瑾の世寿は六二歳として扱われていたのであり、当然、この事実は素哲や韶碩ら門人たちの動向にも大きな影響を与え、彼らの足跡にも多くの改変を迫るものとなつてゐる。

幸いに紹瑾にはその示寂時にまとめられた『洞谷開山和尚示寂祭文』一巻が伝えられており、一般には『瑩山紹瑾禪師喪記』として知られているが、その冒頭に素哲が撰した祭文として、

明峯。維正中二年歲次乙丑八月廿日、住持法嗣比丘素哲、謹んで薌茗茶菓の奠を以て、新般涅槃せる伝法本師・釈迦牟尼佛五十四世・當寺開山大和尚大禪師の尊靈を祭りて曰く、  
夫れ以るに、仏仏の手を授け祖祖の心を伝えてより以来、曹溪の源は遠く、洞水の流れは深し。大陽は光輝して普く扶桑の裡を照らし、大乘の一軸、親しく洞谷の陰に転ず。遠近は俱に徳に偃き、尊卑は等しく謹を尽す。茲に当に化縁已に絶ちて歩みを無生の路に移し、旨詣を脱体して密に絶韻の琴を弾ずるべし。附法の一事は取りて貽す無しと雖も、伝衣の表準は曾て淫れず。悲しいかな、昨日、教誘の恵みを受けて、覲坐の席を展べることを、嗟乎、今日、誠礼を奉ずるの砌、白服の襟を湿らす。嗚呼、彼此の因恩、伸べんと欲するの處無く、師資の深恩、云わんと欲するの音を失う。夢ならず、尊顔は拝し難く、幻ならず、朕跡は尋ね回し。仰ぎ願う、靈光は密に通じて茲容の受碩を垂れんことを。伏して乞う、惠眼は遙かに通りて愚弟の昏沈を扶けんことを。至徳は孫子を覆い、道用は古今に施す。尚わくは饗けよ。

その中で素哲は仏祖の大道を正しく継承して大乗寺と永光寺に化導を敷いた紹瑾の遺徳をこの上なく賛辞し、その深恩

という一文が載せられている。これは紹瑾が示寂して六日後の八月二〇日に素哲が永光寺の住持比丘として紹瑾の尊靈に對してなした祭文にほかならない。いま、これを書き下してみると、およそつぎのことくなろう。

明峯。維正中二年歲次乙丑八月廿日、住持法嗣比丘素哲、謹んで薌茗茶菓の奠を以て、新般涅槃せる伝法本師・釈迦牟尼佛五十四世・當寺開山大和尚大禪師の尊靈を祭りて曰く、

朕跡回尋。仰願靈光密通而垂茲容之受碩。伏乞惠眼遙透而扶愚弟之昏沈。至德覆孫子、道用施古今。尚饗。

に酬いんとしている。ついで伝法比丘の大智、比丘の珍山源照および光孝寺住持の尊道と頭宿比丘の大智、比丘の珍山源照および光孝寺住持法嗣比丘の壺庵至簡らの祭文が収められている。とりわけ、素哲と同門で能登羽咋郡押水の光孝寺の第二代住持であつた至簡の祭文には明確に「六十二年日月下」の語句が存し、これもまた紹瑾の六二歳示寂説を証明する古史料として注目されている。一方、『安樂山産福禪寺年代記』によれば、

正中元甲子、洞谷建法堂。(中略)二、洞谷開山示寂。収御骨於淨住・永光・總持之三所、八月十五日。

と記されており、正中元年に永光寺で法堂が建立されたことが知られ、また正中二年八月に紹瑾が示寂するや、その遺骨が加賀河北郡若松莊田八町（いまは金沢市長土堀に存する）に存した法苑山淨住寺と能登の永光寺および總持寺の三処に收められたことを伝えている。ここで大乘寺の名が存しないのは、

当時なお法燈派の恭翁運良が伽藍を統括していたがために紹瑾の門下はいまだ大乘寺に紹瑾の遺骨を收めようとしなかつたのであろうか。ところで、後に素哲の法を嗣ぐことになる大智は紹瑾の祭文を撰したのみならず、『大智禪師偈頌』にも紹瑾の示寂に際して詠じた偈頌がいくつか残されており、亡き紹瑾の遺徳をことのほか偲んでいる。

ところで、永光寺には現今に「伝燈院之靈牌」という扁額が伝えられているが、これは紹瑾が示寂して間もない時期に

その廟所として五老峰に伝燈院を建立した際の施主の名を列記したものであり、木製の黒漆塗りで高さ四六・五センチ、横一七五センチ、厚さ一センチの靈牌である。<sup>(62)</sup> その冒頭には、

#### 伝燈院之靈牌。

竊以、田園者浮世不朽之至宝、米穀者人間懸命之「 」也。雖然、菩提之良因、縉白俱望<sub>ニ</sub>結縁、沒後之正果、道「俗等」求<sub>ニ</sub>成就。爰食輪不<sub>レ</sub>転、法輪不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>転、齊法不<sub>レ</sub>行、修練不<sub>レ</sub>行。然則倩見<sub>ニ</sub>叢席掃拂之繁興、偏濟<sub>ニ</sub>篤信<sub>ニ</sub>那之誠心。仍「 」分<sub>ニ</sub>旦越実帰之信施、或寄<sub>ニ</sub>父母讓与之田畠。殊當寺為「 」劫不退之常住、且檀主滿現當二世之願望矣。至禱、至禱。

という序が載せられており、若干ながら破損して字句の不明な箇所も存しているが、以下に伝燈院建立の施主の名が数多く列記されている。いま、仮にこれを書き下しに直してみるとならば、

#### 伝燈院之靈牌。

竊かに以うに、田園とは浮世に朽ちざるの至宝にして、米穀とは人間に命を懸くるの「 」なり。然りと雖も、菩提の良因は、縉白<sup>(60)</sup>俱に結縁を望み、没後の正果は、道俗、等しく成就を求む。爰に食輪が転ぜざれば、法輪も転ぜられず、齊法が行ぜざれば、修練も行<sub>レ</sub>られず。然れば則ち倩しく叢席掃拂の繁興を見ること、偏に篤信<sub>ニ</sub>旦那の誠心に済る。仍て「 」旦越実帰の信施を分かち、或いは父母讓与の田畠を寄す。殊に當寺は「永」劫不退の常住と為し、且つ檀主は現當二世の願望を満たす。至禱、至禱。

といつた具合になろう。「現當二世の願望を満たす」とあるか

ら、この「伝燈院之靈牌」は第二世となつた素哲の代に刻まれたものであることが知られ、紹瑾の廟所として伝燈院が建立される際に多くの檀那が施主として田畠や米・穀物を永光寺に寄進している事実が判明する。素哲は亡き紹瑾に対する報恩のために広く十方の道俗に信施を乞い、伝燈院建立の事業を完遂させているのであろう。<sup>(63)</sup>

安居日に永光寺第四九四世の惠運徳隱（？—一七八二）によつて修理されて現今に伝えられており、その裏面に、

能州洞谷山往古伝燈院建立施主名靈牌也。依于今年復建立令修補者也。御開山已來之靈牌也、當山須大切、尽未來際不可移動外邊。

維時明和第九壬辰夏安居日、現住徳隱叟代。

という修補銘が刻まれている。しかもここでは明確に「伝燈院建立施主名靈牌」とあり、伝燈院が建立される際に施主名を記した靈牌であつたことが記されている。

### 永光寺における活動

光禪：僧問、如何是奪人不奪境。師云、日輪落西嶺、世界暗昏。云、如何是奪境不奪人。師云、午日無影像、万里一条鉄。云、如何是人境兩俱奪。師云、二由一有、一亦莫守。云、如何是人境俱不奪。師云、太平無像处处花。一住十余年成叢席、道望弥高、玄化益廣。由是声聞于輦下、後醍醐帝、深仰慕之、屢徵之、輒称病不起。元弘初年、天下大乱、戎馬偏野。二品尊雲親王、選高行沙門、禳兵災。師亦與焉。帝聞之大悅、特捨州之若部保、以充寺產、陸寺為勅願道場。

洞谷：元弘元年、住洞谷日、二品親王有令旨、俾師禳兵災、天下暫靜寧。同二年、後醍醐帝、聞之歡喜大怡、便割當國若部堡へ当山山下有此村、至永祿五年領之。有後醍醐帝之國宣・二品親王之令旨、賜廚供、始為勅願官寺。

扶桑

洞谷

師亦与焉。天下亦暫靜寧也。後醍醐帝、聞之大悅、由是声聞于輦下、帝深仰恭之、屢徵之。輒稱病不起。建武初、

師招大智任版首、依通先師之命、付以信衣。無底詔・拔隊勝等、俱來請益法要。帝亦特々捨州之若部保、以充寺產、陸寺為勅願道場。

延宝

扶桑

本朝

諸祖

聯燈

：僧問、如何是奪人不奪境。師曰、日輪落西嶺、世界暗昏。曰、如何是奪境不奪人。師曰、午日無影像、万里一条鉄。曰、如何是人境兩俱奪。師曰、二由一有、一亦莫守。曰、如何是人境俱不奪。師曰、太平無像处处花。一住十余年成叢席、道望弥高、玄化益廣。由是声聞于輦下、後醍醐帝、深仰慕之、屢徵之、輒称病不起。元弘初年、天下大乱、戎馬偏野。二品尊雲親王、選高行沙門、禳兵災。師亦與焉。帝聞之大悅、特捨州之若部保、以充寺產、陸寺為勅願道場。

源流

大乘

紹瑾が示寂して後、素哲は永光寺住持としてよく一山の大衆をまとめて寺門の興隆に尽力したようであり、その活躍は

同じ能登の諸嶽山總持寺を繼承した峨山韶碩とともに、次代における曹洞宗教団の大發展の基をなすものであつたといつてよい。

素哲が実際に門下の学人らに對してどのような接化育成を行なしたのかは明確ではないが、「光禪開山老和尚行業記」によれば、

僧問う、「如何なるか是れ奪人不奪境」と。師曰く、「日輪、西嶺に落ち、世界は暗昏たり」と。云く、「如何なるか是れ奪境不奪人」と。師曰く、「午日、影像無し、万里一条鉄なり」と。云く、「如何なるか是れ人境両俱奪」と。師曰く、「二は一に由りて有り、一も亦た守ること莫かれ」と。云く、「如何なるか是れ人境俱不奪」と。師云く、「太平に像無し、处处に花ひらく」と。

という一僧との間でなされた問答が伝えられており、永光寺住持期において素哲がどのように学人を接待していたか、その教化の一端を窺うことができる。この問答は『洞上聯燈錄』にも継承されており、

僧問う、「如何なるか是れ奪人不奪境」と。師曰く、「日輪、西嶺に落ち、世界は暗昏たり」と。曰く、「如何なるか是れ奪境不奪人」と。師曰く、「午日、影像無し、万里一条鉄なり」と。曰く、「如何なるか是れ人境両俱奪」と。師曰く、「二は一に由りて有り、一も亦た守ること莫かれ」と。曰く、「如何なるか是れ人境俱不奪」と。師曰く、「太平に像無し、处处に花ひらく」と。

として載せられている。一僧の質問は唐末に活躍した臨濟宗

祖の臨濟義玄（慧照禪師、？—八六六）の「臨濟四賓主」の機関にちなんでおり、この問答は素哲が「臨濟四賓主」の話頭をどのように捉えていたかを知る上でも貴重な商量にほかなりない。人と境すなわち自己と対境に関する四つのとらえ方を通し、如何に修行者が自らの境界の向上を図らんとするかが課題となつており、素哲の門人育成のありようが偲ばれよう。

ところで、永光寺に住持して間もない時期における素哲の活動として注目すべきは、越中氷見の海浜にすでに海慧山光禪寺を開創しているらしいことが挙げられる。この点は素哲の伝記史料では明確でないが、『越中古文書』卷一〇「射水郡」の「氷見光禪寺書類」に収められる「越中州海慧山光禪寺二代松岸旨因禪師」の伝（以下、「光禪寺二代松岸禪師伝」と略称）によれば、素哲の法を嗣いだ松岸旨淵（旨因とも、？）<sup>(66)</sup>が出生開堂して諸刹に歴住した消息について、

遂升堂奥。峰付以徹通祖翁之衣法、稱為室中領袖。嘉曆二年、  
補席光禪。

という記事が存している。これによれば、素哲は旨淵に対して師翁の徹通義介より伝來していた衣法を受けた後、嘉曆二年（一二三二七）には光禪寺の住持職を任せていることが知られる。<sup>(67)</sup> とすれば、すでにそれ以前から素哲が氷見の地と関わりを持ち、光禪寺の創建に向けて何らかの行動を取っていたも

のと見られ、この年に光禪寺の伽藍が一応の完成を見たことから、自らは開山祖師となつたものの、實際の住持職を法嗣の旨淵に任せているものと解さなければならない。<sup>(68)</sup>後に光禪寺には晩年の素哲自身が住持することになるわけであり、やがて明峰派の拠点寺院の一つとして重きをなしている。

その後の素哲の活躍をものがたる事跡として「光禪開山老和尚行業記」には、

復た元弘辛未、天下は大いに乱れ、戎馬、野に偏し。二品親王尊雲、高行の沙門を選びて兵災を禳う。師、亦た焉れに与かる。天下、亦た暫く静謐なり。後醍醐帝、之れを聞いて大いに悦び、是れに由り、声は輦下に聞こえ、帝、深く之れを仰恭し、屢しば之れを徵す。輒ち病いと称して起たず。

という記事が載せられており、この点は『洞谷五祖行実』においても、

元弘元年、洞谷に住する日、二品親王より令旨有り、師をして兵災を禳わしめ、天下、暫く静寧なり。同二年、後醍醐帝、之れを聞きて歡情大いに怡び、便ち当国若部屋へ当山の山下に此の村有り、永祿五年に至りて之れを領す。後醍醐帝の国宣・二品親王の令旨有り、を割いて厨供に賜い、始めて勅願官寺と為す。

とあり、同じく『洞上聯燈錄』にも、

一住十余年、叢席を成し、道望弥いよ高く、玄化益ます廣し。是れに由りて、声は輦下に聞こえ、後醍醐帝、深く之れを仰慕し、屢しげ之れを徵す。輒ち病と称して起たず。元弘初年、天下大いに乱れ、戎馬、野に偏し。二品尊雲親王、高行の沙門を選び、兵災を禳う。

師、亦た焉れに与かる。帝、之れを聞きて大いに悦び、特に州の若部保を捨し、以て寺産に充て、寺を陞げて勅願道場と為す。

という記事が載せられている。これらの記載はそれぞれ微妙に相違しているが、ここでは「光禪開山老和尚行業記」の内容に基づきつつ、『洞谷五祖行実』と『洞上聯燈錄』の内容を加味して解釈しておきたい。

これらによれば、素哲が永光寺を任されて一〇年あまりを経て、永光寺は叢林としての体裁を整え、素哲の道望はいよいよ高まり、その接化も実を結んでいつたとされる。ところが、元弘元年（一三三二）にいわゆる元弘の変が起きて天下が大いに乱れ、兵馬が山野に満ち溢れる状況に陥っている。<sup>(69)</sup>ときに二品尊雲法親王すなわち護良親王（大塔宮）二品親王、一三〇八—一三三五）が高行の僧侶を選んで、兵災を祓禳せんとし、このとき素哲もまたこれに与かつて国家の安穏太平を祈り、ために天下はしばらくは静かで安らかになつたと記されている。<sup>(70)</sup>このため素哲の名声はやがて朝廷にも聞こえ、ときの後醍醐天皇（諱は尊治、一二八八—一三三九、在位は一三一八—一三三九）が深く素哲を仰慕し、しばしば素哲を朝廷に徵聘せんとしたとされる。しかし、素哲はこの要請に対して常に病と称して上洛せず、ついに永光寺より離れるることはなかつたという。

さらに「光禪開山老和尚行業記」では「帝、亦た特々とし

て州の若部保を捨て、以て寺産に充て、寺を陞げて勅願道場と為す」という記事が載せられている。『洞谷五祖行実』ではとくに元弘二年に後醍醐天皇が素哲の徳化を聞いて大いに悦び、永光寺の山下に位置する若部保の地を喜捨して寺産に充て、永光寺を勅願道場（官寺）となしたと記されており、『洞上聯燈錄』でも年時は記していないが同様の内容を伝えている。しかも『洞谷五祖行実』では後醍醐天皇の国宣と護良親王の令旨が永光寺に保存されている事実をも伝えており、実際に永光寺には「二品護良親王御願成就令旨」として、

## 能登国永光寺。

右寺、可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>御祈禱精誠。令<sub>ニ</sub>御願成就者、当國若部保、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>寄<sub>ニ</sub>進當寺之由、可<sub>レ</sub>經<sub>ニ</sub>奏聞者。依<sub>ニ</sub>二品親王令旨状<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>件。

元弘三年四月一日、左少將。（花押）

という古文書が現存しており、祈禱の精誠を致すべき内容の護良親王の令旨が元弘三年四月一日に下されていることが知られる。<sup>(71)</sup>また「後醍醐天皇国宣」として、

寄<sub>ニ</sub>進能登国永光寺。

## 同國若部保。

右且任<sub>ニ</sub>先度令旨、且依<sub>ニ</sub>御願成就、以<sub>ニ</sub>件保<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>寄<sub>ニ</sub>進當寺也。早為<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>知行領掌<sub>ニ</sub>之狀如<sub>レ</sub>件。

元弘三年八月十三日。

大介右近兵衛權中將源朝臣。（花押）

という綸旨が伝えられており、同年の八月一三日には若部保

の土地が後醍醐天皇より寄進されていることが知られる。<sup>(72)</sup>若部保は羽咋郡の保であり、現在の石川県羽咋市若部町の付近とされ、鎌倉末期には北条氏の知行地として名越氏が地頭を勤めていたが、鎌倉幕府の滅亡<sup>(73)</sup>によつて建武政権の手に移つて永光寺に寄進されたものである。先の二つの文書によつて、永光寺は正式に若部保の地頭職を任せ、寺領が安堵されているわけである。しかも、この翌年すなわち建武元年（一二三四年）一月には建武の中興がなり、この時点でも重ねて永光寺に対して、

## 当國若部保地頭職事。

所<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>付<sub>ニ</sub>養光寺<sub>ニ</sub>也。任<sub>ニ</sub>去四月十五日勅裁、可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>沙<sub>ニ</sub>汰居雜掌於當保<sub>ニ</sub>之由、國宣所<sub>レ</sub>候也。仍執達如<sub>レ</sub>件。

建武二年四月廿一日、左近衛督家久。

## 能登國御目代殿。

という建武二年四月一五日の勅裁にちなむ四月二一日付けの国宣が伝えられている。さらにほかにも、

## 当國若部保地頭職事。

所<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>付<sub>ニ</sub>養光寺<sub>ニ</sub>也。任<sub>ニ</sub>綸旨・國宣之旨、所<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>打<sub>ニ</sub>渡彼雜掌<sub>ニ</sub>也。仍渡之狀如<sub>レ</sub>件。

建武二年五月六日。小野好連。（花押）

という綸旨・国宣にちなむ五月六日付けの小野好連による状も存している。<sup>(74)</sup>このように永光寺（ここでは養光寺）は若部保の地を賜つたことで、永く知行領掌することが認められ、叢

林の隆盛に多く資するものがあつたわけである。当時の永光

寺僧団が時世の変化に超然としていたわけではなく、きわめて敏感かつ積極的に対応をなしていた事実が知られ、門流を束ねる僧録としてこれを先導していた素哲もその才腕を發揮し、僧団の存続をかけて新たな時代を生き抜くべく奔走していたのである。

この点は先の「光禪寺二代松岸禪師伝」においても、

繼元弘之亂、峰令<sub>レ</sub>師而同禳<sub>二</sub>兵火。正慶二年癸酉、後醍醐帝重祚。  
建武之間帝有<sub>レ</sub>詔、而州郡內割<sub>二</sub>莊田<sub>一</sub>贍<sub>二</sub>庫堂<sub>一</sub>。

とあるから、元弘の大乱に際して素哲は越中氷見の光禪寺に住持していた法嗣の松岸旨淵に対しても、ともに兵火の消沈を祈らしめていた事実が知られる。<sup>(25)</sup> しかも後醍醐天皇が正慶二年（一三三三）に重祚して後、建武年間（一三三四—一三三八）には詔があつて、光禪寺に対しても越中の州郡（射水郡か）の内に莊田が与えられ、寺の常住物が庫堂に溢れたと伝えられている。このように素哲や旨淵らが永光寺や光禪寺において時代の趨勢の中で決して孤高な立場のみを保つていたのではなく、激変する時勢に翻弄されつつ禪旨を挙揚せざるを得なかつた消息が改めて窺われる。

『加能史料・鎌倉II』の北朝の元徳四年（南朝の元弘二年、一三三二）正月の「十五日、僧義才、能登国志指見保の田地等を、永光寺に僧堂灯明料所として寄進する」の項によれば、

### 『永光寺文書』として、

能登国志指見保之田壹町五段・屋敷壹所、此以<sub>二</sub>代錢捌拾捌貫文于<sub>二</sub>當寺<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>賣<sub>二</sub>得之<sub>一</sub>也。柒拾柒貫文者、自<sub>二</sub>寺院<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>出、拾壹貫文者、別致<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>領<sub>二</sub>知此余三作二段、然所<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>寄<sub>二</sub>進當寺僧堂之燈明料所<sub>一</sub>也。

元徳四年正月十五日、比丘義才。（花押）

住持素哲。（花押）

とあり、この文書は嘉暦四年（一三三九）三月一五日付の「吉見円忠讓状」の裏に書されており、このほか「明峰和尚御裡判（并比丘尼義才、□円忠之状）」という記載も存している。元徳四年正月一五日に僧義才が能登の志指見保の田地と屋敷などを永光寺に一部を売却し、一部を僧堂灯明料所として寄進しているわけであり、素哲は住持としてこれに在判している。志指見保も羽咋郡の保であり、現在の羽咋市志指見町の付近とされる。<sup>(26)</sup> ただ、義材が比丘なのか比丘尼なのか、またその素性が如何なる人物であったのかは明確でないが、同じ嘉暦四年三月一五日に吉見円忠といふ人がその所領であつた志指見保内の田畠や屋敷を室伴氏の女性に譲与した「吉見円忠田畠讓状并坪付」と一枚になつていることから、この室伴氏の女性が義材尼であつたものと推測され、彼女はおそらく素哲の接化によつて得度して比丘尼となつたのであろう。<sup>(27)</sup> こうして志指見保も永光寺に寄進され、南北朝期から室町期に

かけて同寺領として維持されている。ちなみに『永光寺年代記』に「(元徳)二庚午、明峰和尚重判之寄進状有<sup>レ</sup>之」とあるのは、先の元徳四年の寄進状のことを指しているのであるうか。

また『永光寺中興雜記』によれば、

能登先古太守日園寺殿之御判也。

能登国若部保地頭職事、洞谷山養光寺知行、不<sup>レ</sup>有<sup>ミ</sup>相違<sup>ニ</sup>之状、如<sup>レ</sup>件。

建武三年七月廿八日、宗寂、判。

養光寺方丈。

とあり、能登守護の吉見宗寂(日園寺殿)が建武三年(一三三六)七月二八日に羽咋郡若部保の地頭職を永光寺に安堵していることが知られる。<sup>(78)</sup>同じく『永光寺文書』には、

能登国若部保地頭職事。

帶<sup>ミ</sup>綸旨以下証文<sup>ニ</sup>為<sup>ミ</sup>寺領<sup>ニ</sup>云々、当知行不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>ミ</sup>相違<sup>ニ</sup>將又被<sup>レ</sup>致<sup>ミ</sup>將軍家御祈禱之精誠<sup>ニ</sup>者、可<sup>レ</sup>注<sup>ミ</sup>申子細<sup>ニ</sup>之状、如<sup>レ</sup>件。

建武三年八月廿八日、源頼顯。(花押)

養光寺長老。

という安堵状が伝えられているが、これは新たに能登守護となつた源頼顯すなわち吉見頼顯(孫三郎)が永光寺に対して羽咋郡若部保の地頭職を重ねて安堵した文書にほかならない。<sup>(79)</sup>また同じく『永光寺文書』には、

元弘以来被<sup>ミ</sup>取公<sup>ニ</sup>當寺領并當知行之地事、如<sup>レ</sup>元不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>ミ</sup>相違<sup>ニ</sup>之

状、如<sup>レ</sup>件。

建武三年九月廿八日、(花押)

養光禪寺長老。

という安堵の文書も伝えられている。花押は足利尊氏のものであり、建武三年九月二八日に尊氏が永光寺に対して元弘年間(一三三一—一三三三)以来の収公の同寺領などを還付する内容の御判御教書なのである。これら一連の安堵状は何れも素哲の代に永光寺に付与されたものなのであり、素哲は永光寺の住持としてこれらを拝受していることになろう。<sup>(80)</sup>

こうした若部保や志指見保に関する一連の安堵状を通して窺えることは、鎌倉末期から建武政権さらに南北朝期へと時世が大きく変貌していく中で、永光寺僧団がこれに翻弄されつつも飲み込まれないため必死に社会の激変に対応していた消息であろう。おそらく背景には加賀の富樫氏や能登の吉見氏などの動向を踏まえ、それらに呼応している面も大きいであろうが、何よりも当時の曹洞禪者たちが僧団の維持発展のために敏感な対応をなす強かな生き方を見るべきであり、とりわけ僧録として門下を束ねていた素哲の心痛が偲ばれよう。時あたかも出雲(島根県)能義郡宇賀荘に下つた孤峰覚明などは、隱岐(島根県)を脱出して伯耆(鳥取県)の船上山に拠点を置いた後醍醐天皇に接触してその帰依を受け、やがて南北朝動乱の表舞台に身を投じていくことになるが、それに比す

れば、素哲ら曹洞禪者たちは時世に対応しつつも比較的に趨勢を静観し、政権への無謀な接近は避けていた感があろう。

ところで、紹瑾晩年の門人でもともと素哲の法弟に当たつていた人々の多くが、紹瑾の示寂して後は引きつづき素哲を師として参学随侍するようになつており、やがて素哲の法を嗣いで出世開堂している事例が多く見られる。彼の大智などはその好例であつて、『曹洞宗古文書』上巻の「広福寺文書」に「素哲附法状」として、

諸仏法要、本為<sub>ニ</sub>凡夫<sub>ニ</sub>説、祖師來意、伝<sub>レ</sub>法教<sub>ニ</sub>迷情<sub>ニ</sub>。建<sub>ニ</sub>法幢<sub>ニ</sub>設<sub>ニ</sub>叢席<sub>ニ</sub>、祇有<sub>ニ</sub>得<sub>レ</sub>人、今已得<sub>レ</sub>是<sub>ニ</sub>。所謂我大智首座、自<sub>ニ</sub>壯年<sub>ニ</sub>以來、絕<sub>ニ</sub>文字之學、慕<sub>ニ</sub>解脱之道。始寒巖和尚受具之小師、後釈運西堂伝法之弟子。和漢兩朝、尋<sub>レ</sub>師訪<sub>レ</sub>道、學<sub>ニ</sub>操履於古人、類<sub>ニ</sub>志氣於千聖、深願<sub>ニ</sub>上<sub>ニ</sub>宗門之棟梁、進欲<sub>ニ</sub>汲<sub>ニ</sub>洞水之嫡流。故正中乙丑十二月十三日、再參<sub>ニ</sub>西堂、重啓<sub>ニ</sub>密意。西堂即聽許、祈願茲滿足。加<sub>ニ</sub>之昔年詣<sub>ニ</sub>先師密室、伝<sub>ニ</sub>授<sub>ニ</sub>仏祖之正脈、今日入<sub>ニ</sub>老僧堂奥、決<sub>ニ</sub>択自家之大事。實是楣樹第一枝、永光正伝燈也。燈燈連續、枝枝繁榮、周覆<sub>ニ</sub>扶桑、遠<sub>ニ</sub>萬古伝。印<sub>ニ</sub>証契之旨、半夜挑<sub>ニ</sub>法燈、顯<sub>ニ</sub>正嫡之仁、伝衣同附授。願護持堅密、望莫<sub>ニ</sub>斷絕、聊以<sub>ニ</sub>偈句、表<sub>ニ</sub>伝衣事。至禱至禱。偈曰、

元興三年癸酉正月十七日。

伝<sub>ニ</sub>授<sub>ニ</sub>大智首座、永光第二代住持素哲。(花押)(朱印)

という文書が載せられている。これは永光寺の素哲が首座の

大智に付法した書状であり、その面では今日に残る素哲の記した貴重な自筆の法語ということになろう。ただし、年記が「元興三年癸酉正月十七日」とあるのは、あきらかに元弘三年(一一三三)癸酉の正月一七日の誤りとしなければならない。

大智は肥後(熊本県)宇土郡長崎の人で、幼くして肥後河尻の大梁山大慈寺において曹洞宗寒巖派祖の寒巖義尹(法皇長老、一二一七—一三〇〇)に参じ、その剃度の小師となり、さらに義尹の高弟である釈運(惠運とも)を京都八坂の法觀寺に訪ねて伝法の弟子ともなつたとされる。その後、入元して中国禅僧に学んで帰国した大智は、永光寺の紹瑾の室に投じて仏祖の正脈を伝授され、さらに素哲を師として研鑽した後、元弘三年正月一七日に嗣法の証しとして素哲より伝衣付法されて<sup>(81)</sup>いるわけである。この点は「光禪開山老和尚行業記」においても、

建武の初め、師、大智を招きて版首に任じ、先師の命に通ぜるに依りて、付するに信衣を以てす。

と語られており、建武年間(一一三三四—一一三三八)の初めに素哲が大智を招いて永光寺の版首すなわち首座(第一座)に任命し、かつての先師紹瑾の命によつて信衣を親しく付したこと<sup>(82)</sup>を伝えている。

同じく「広福寺文書」には素哲の「仮名法語」が收められており、この法語についてはいづれ別箇に考察を加えたいが、

その末尾に、

因<sub>二</sub>智座元禪師之請、聊与<sub>三</sub>仮名之法語<sub>一</sub>矣。

建武三年丙子正月十五日、住<sub>二</sub>洞谷<sub>一</sub>素哲書。(花押)

という後書きが見られることから、この仮名法語は建武三年(一三三六)正月一五日に永光寺の住持として素哲が首座(座元)<sup>(83)</sup>の大智の請によつて付与したものであることが知られる。紹瑾の示寂して後、大智が如何に素哲を師として随侍したか、また素哲が如何に自らの法門を担う法嗣として大智に大きな期待を寄せていたかが偲ばれよう。

また「光禪開山老和尚行業記」には、永光寺の素哲の門下に参考した禅者についての記事として、

無底韶・拔隊勝等、俱に來たりて法要を請益す。

という消息も記されている。これは後に峨山韶碩の法を嗣いだ無底良韶(一三一二—一三六一)と、臨濟宗法燈派の孤峰覚明の法を嗣いだ拔隊得勝(慧光大円禪師、一三二七—一三八七)といった禅者が素哲に参考した事実を伝えるものである。

無底良韶は能登酒井保の出身であつて、素哲に参じてゐることは彼の伝記史料にも等しく記されている。しかしながら、実際に良韶が素哲に参じたのは永光寺ではなく、素哲が大乗寺に遷住して後のできごとであつたとされている。したがつて、良韶が素哲の門に投じた経緯についてはここでは論ぜず、

ことにしたい。

ただ、問題なのは法燈派の拔隊得勝であつて、從来、この人が素哲に参じたという記録はこの「光禪開山老和尚行業記」のほかには全く見られないものである。得勝については「甲州塩山向嶽庵開山拔隊和尚行実」というかなり詳しい伝記史料が存しているが、そこには素哲との関わりを伝える記載は何ら見い出せない。<sup>(84)</sup> まして、仮に得勝が素哲に参じたにせよ、その可能性が存するのは年齢的にいつても素哲の晩年のことにしかならず、この点に関しては「光禪開山老和尚行業記」の記事にかなり無理が存するようである。

これに対して、素哲が期待をかけていた法嗣にして若くして示寂している場合も存している。「洞谷開山和尚示寂祭文」の末尾には、

維建武四年丁丑六月十日、嗣紹法友比丘素溪等、以<sub>三</sub>菴花燈燭茶菓之奠、致<sub>二</sub>祭當寺勤旧繁興記室禪師之靈<sub>一</sub>曰、夫繁興宗翁禪師者、大乘開山末后之遺弟、洞谷二代法嗣之一衆。受<sub>三</sub>運命於禪苑之祖室、薰<sub>二</sub>修練於堂奥之明窓。尋師訪道、慕<sub>三</sub>先賢之跡、朝參暮請、學<sub>二</sub>古聖之風。道德備<sub>レ</sub>身而連<sub>二</sub>列祖之一位、法體合心而得<sub>二</sub>妙用之雷同。奚溪水流渴兮波瀾声絕、靈松風休兮金琴響<sub>レ</sub>空。連枝露重、靈根痛通、枝葉裏<sub>レ</sub>雨而淚痕滴瀝、朋侶阻<sub>レ</sub>霧而咫尺朦朧。但願歿古繁興記室、平生如<sub>レ</sub>甜<sub>二</sub>同師法施滋味之無<sub>一</sub>。今日親鑒<sub>二</sub>法友悲傷懇志之難<sub>レ</sub>窮。尚享。

という素哲の法嗣である龍松素溪がなした祭文も付されてい

る。これは素哲の法嗣で素渕と同門に当たる宗翁繁興（敏興とも、？—一三三七）が示寂した際、建武四年（一三三七）六月一〇日に素渕がなした祭文にほかない。繁興は一に敏興とも記される禪者であるが、この祭文の内容からすると、大乗寺開山義介の末後の遺弟の一人であつたものらしく、後に永光寺第二代の素哲に随侍して法を嗣いだ門人であり、書記として将来を嘱望されていたものの、意図むなしく示寂していることが知られる。<sup>(85)</sup>おそらく繁興の葬儀の秉炬師は永光寺住持として素哲が挙行したはずであり、永光寺一山の大衆もその示寂を惜しんだことであろう。

そうした中で素哲は永光寺の伽藍の充実にも尽力していたものらしく、金沢市の淨住寺に所蔵される『安樂山產福禪寺年代記』には「暦応元、洞谷僧堂柱立、八月十日」という記載が存し、同じく永光寺に所蔵される『永光寺年代記』にも「暦応元戊寅、洞谷僧堂立。十二月十五日、洞谷塔婆被<sup>ニ</sup>成<sup>ニ</sup>勅願所」という記載が存している。これらによれば、北朝の暦応元年（南朝の延元三年、一三三八）八月一〇日に永光寺では新たに僧堂建立の柱立がなされたことが知られており、まもなく新僧堂が完成しているものらしい。このとき素哲がいまだ永光寺の住持であつたか否かは微妙であるが、少なくとも僧堂建立の計画立案にはかなりの役割を演じていたことは疑いなかろう。しかも永光寺にはその後まもなく暦応元年の

末から翌年にかけて無涯智洪の住持期に足利尊氏（高氏・等持殿仁山妙義、一三〇五—一三五八）と足利直義（忠義・三条殿、一三〇六—一三五二）により仏舍利が奉納され、能登一国の利生塔が建立されている。

また同じく『安樂山產福禪寺年代記』によれば、

（暦応）二、峩山洞谷入寺、廊下造當。（中略）（康永）二、洞谷大鐘鑄。三、峩山住<sup>ニ</sup>洞谷、塔立、五月二日柱立。

とあるから、その後も暦応二年に永光寺に入院した峨山韶頤などによつて伽藍や回廊の整備造営が続いたことが知られる。そして、これ以降、永光寺は瑩山門下全体の輪住地として展開していくことになる。<sup>(86)</sup>

## 註

（1）肥後玉名郡石貫（いまの熊本県玉名市石貫）の紫陽山廣福寺に所蔵される「廣福寺文書」は、『曹洞宗古文書』上巻の五二五頁から七八八頁に活字化されて収められている。「廣福寺文書」には初期曹洞宗に関する貴重な消息を伝える文書が多く、また大智とその門流さらに檀越の菊池氏に関する一連の文書が伝えられている。紹瑾が素哲に与えた「法衣相伝書」は「紹瑾法衣附屬狀」として収録されている。

（2）『瑩山禪』第一〇巻「常濟大師真筆類纂」の「法衣相伝書」の項目（二〇五頁）についても、この素哲に与えた応長元年一〇月一〇日の記事について、

後部は瑩山禪師が四十四才の時、大乗寺住職を明峰素哲に譲るに際し示したものである。

と記しており、このとき紹瑾がただちに素哲に大乗寺住職を譲与したかのごとく解している。

(3) 東隆眞『瑩山禪師の研究』(一三三二頁～一三三三頁)では、応長元年の「法衣相伝書」について、

『法衣相伝書』の末尾にしるされた禪師の記録は、「大乗寺の後事は、その弟子・明峯素哲に託する」という記別」であり、「素哲にあてた大乗寺後任の予告状の性質を帶びているもの」と解し、「従つて、応長元年、直ちに、そして「かりに、一步をゆずつて、素哲が、大乗寺第三代に就いたとしても、それは」、大乗寺の住持職の「前段階」にとどまるものであろうという見解に立つものである。という解釈をなしており、やはり素哲が応長元年に大乗寺を継承住持したとは捉えていない。

(4) 応長元年一〇月一〇日の「紹瑾法衣付属状」をはじめとする紹瑾の文書について、その花押から独自の考察をなした論考に、林讓「瑩山紹瑾の花押覚書」(石川史書刊行会編・加能史料編纂二十周年記念出版「加賀・能登歴史の窓」に所収)が存しております。紹瑾が門人や関係寺院に与えた伝法関係の文書と寺地・寺領という土地関係の文書で花押を書き分けていたことを指摘している。

(5)『延宝伝燈錄』卷一五「加州瑞應山伝燈寺恭翁運良禪師」

の章では「加州大乗缺主、瑩山和尚招師住持、付以自筆碧巖集・櫻檣払子応量器」とあり、『本朝高僧伝』卷二六「賀州伝燈寺沙門運良伝」でも「辭遊北地、会賀州大乘缺主席、瑩山和尚命良住持、付以払子応器。檀施川臻、学資雲萃、鐘鼓魚版一時改響、視事一期」と記されている。これらはともに運良の「仏林惠日禪師行狀」の記載内容を継承するものであるが、紹瑾が付与した物品に微妙な相違が見られる。

(6)『永光寺年代記』では永仁五年の永平寺回禄については記されておらず、『曹洞宗全書』「年表」などでも何らの記載も見られない。ただし、熊谷忠興編『永平寺年表』では『安樂山產福禪寺年代記』と『永平寺建築年表』の記載に基づいて永仁五年三月二十四日の回禄の記事を載せており、『永平寺史』上巻の「義演禪師の事蹟」においても「永仁五年の永平寺回禄について」という考察が存している。

(7)『大乗寺由緒略記』では一夜本『碧巖錄』すなわち『一夜碧巖』に関して、

道元和尚所親筆一夜碧巖破闕擊節、従如淨和尚所傳之櫻檣払子、于今大乗寺有之。但一夜碧巖集來由者、元和尚年廿四、入宋遍歷名刹、得法於如淨和尚而將歸朝時、閱碧巖集、欲書寫之、以流傳日本。然事事紛冗而未遑下筆焉。一日有人告曰、有商舶行日本。於是、從薄暮書寫、到五更而終八十則。夜將明時、彌眉老翁來乞助筆、許之。未到明日、百則已滿矣。元和尚問其名姓、則曰、我是日域男女之

元神也。竟失所去、因知是白山權現也。と記されている。これによれば、「一夜碧巖」は櫻檜の払子とともに道元在宋中の所産であり、江戸期には白山權現による助筆がなされたとする説が定着するようになつてゐる。

(8) 石川県立美術館編『加賀の古刹・大乗寺の名宝』(昭和六二年刊)では大乗寺に所蔵される什器として天童如淨と希玄道元の「払子」を写真版で挙げており、その解説として、

天童如淨の払子 一柄 宋十二～十三世紀 長さ七〇・〇cm

永平寺開山道元が中国を去るにあたり、師の如淨の頂相と払子とが与えられたと伝えられ、その払子がこれと考えられている。彫金や木彫の部分に七宝文をあしらい清楚な技法をうかがうことができる。

希玄道元の払子 一柄 鎌倉十三世紀 長さ八五・五cm

一夜碧巖集とともに棕櫚の払子が大乗寺に帰入したといふことは、三代嗣法書の巻末の素哲の記録に見えているが、その棕櫚の払子がこれと考えられている。その棕櫚紐の組方に鎌倉時代特有の簡素な中にも精緻な技法を見ることができる。

と記されている。これによれば、棕櫚の払子とは如淨より相伝された払子ではなく、道元が所持していた払子であろうと推測されている。

(9) 伝燈寺の開創については『加賀伝燈寺—歴史資料調査報告書』(平成六年三月、伝燈寺保存会編)を参照。また運良が大乗

寺に入院する過程や伝燈寺開創に至る経緯などについては、拙稿「恭翁運良の活動と曹洞宗(中)—加賀大乗寺と瑩山紹瑾を踏まえて—」(『駒澤大学仏教学部論集』第二九号)を参照されたい。

(10) 大乗寺秘本『洞谷記』や流布本『洞谷記』によれば、文保元年丁巳、感施主志、平氏女、舍兄中河地頭酒勾平八頼基終焉時、遺命而以親父頼親家、為彼追善及自身与大姉善願、施与之、以可造立方丈。同秋八月、移此屋構函丈。十月二日、移徒、如形行入院儀式。

という記事が存しており、文保元年に紹瑾に対して平氏女すなわち黙譜祖忍尼からの申し出で方丈の造立が開始され、八月に方丈(妙嚴院)ができ上がり、一〇月二日に入院の儀式がなされている。

(11) 北宋代になされた曹洞宗の代付事件については、石井修道『宋代禪宗史の研究』の「北宋代の曹洞宗の展開」に「大陽警玄と投子義青の代付問題」として詳しい考証が存している。(12) 大乗寺秘本『洞谷記』によれば、

当山者、賀嶋郡酒井保内也、四至界在本券文書。平氏女者、酒勾八郎頼親女子也、海野三郎滋野信直妻室也。兩人俱以信心所施也。即發言曰、我等施此小山志、唯望和尚一時之居住而已、全不顧成壞興廢。又不可思和尚持戒破戒、乃至与在家妻子眷属及非人乞者、我不可管之。一施和尚後、再無顧管之念、永發捨

心了、敢無希望心。仍予感施主清淨志、以為予終焉宴息之処、乃至為累祖遺骨遺書安置之淨處耳。正和二年壬子春、發心施与。加之、發心施与之後、予寄宿檀那中河引地亭、感夢見化寺諸堂及門前掛鞋之大楓樹、而知衲僧可還草鞋錢勝地、納受此地、以欲為生涯幽栖之寂靜処。終。

とあり、流布本『洞谷記』の冒頭に載る「洞谷山永光寺草創記」によれば、

能州賀島郡酒井保内中河地頭者、酒勾八郎頼親也。其嫡女、与信州住海野三郎滋野信直、為夫妻。正和元年壬子春、彼兩人共發心、予施与此山。其發言曰、我等施此山志、唯望和尚一時之居住而已、全不顧成壞興廢。又不思和尚之持戒破戒、乃至与非人乞者、我不管之。一度施和尚後、再無管領之念、永發捨心了、敢無希望心。云々。予感施主清淨志、以為予終焉偃息之処耳。加之、發心施与之夜、予寄宿檀主亭中河引地、感夢見化寺諸堂及門前掛鞋之大楓樹、而知衲僧可還草鞋錢勝地、納受此地、以欲為生涯幽棲之寂靜処。終。正和二年癸丑八月、始結茅屋、為仮庫裏。

と記されている。これらによれば、正和元年（一一一）春に能登鹿島郡酒井保中河の地頭酒勾頼親（八郎）の嫡女すなわち後の黙譜祖忍尼とその夫である滋野信直（海野三郎）から紹瑾に対して寺領を施与する申し出があり、正和二年八月に紹瑾は

はじめて茅屋を結んで仮庫裏としたことが知られる。

(13) 正和五年（一一六）ないし文保元年（一一七）の頃における京都・鎌倉禪林の動向を簡略に記しておきたい。正和五年には鎌倉寿福寺の寂庵上昭（宏光禪師、一二二九一一六）が六月一六日に示寂しており、一〇月二〇日には那須（栃木県）雲巖寺の高峰顯日（仏國忘供広濟國師、一二四一一三一六）が示寂している。また文保元年には春から夏の頃に南山士雲（一二五四一一三三五）が鎌倉円覚寺に住持しており、九月一四日に京都南禪寺の一山一寧（妙慈弘濟大師・一山国師、一二四七一一三一七）が示寂している。また文保二年の冬には中巖円月（中正子、仏種慧濟禪師、一三〇〇一一七五）が京都の万寿寺より越前の永平寺に赴いて住持の義雲に参考しており、七月二〇日には建仁寺第一八世の明窓宗鑑（明覺禪師、一二三四一一三一八）が示寂し、八月二八日には鎌倉建長寺の東里弘会（徳慧とも、？一一三一八）が示寂している。

(14) 正和五年（一一六）七月二三日に鎌倉大地震が起つており、正和六年（文保元年、一一七）一月三日には京都大地震が起つて、『花園天皇宸記』によれば、余震が数ヶ月に及んだとされる。また文保二年（一一八）に至つても三月六日と四月七日など京都に地震が頻発している。

(15) 山崎明代編『越中古文書（越中資料集成9）』（桂書房刊）の四一七頁下段に載る。ただし、本稿では金沢市立玉川図書館に所蔵される原本をも併せ参照して字句を訂正しておく。

(16) 宏智派の雲外雲岫に關しては、拙稿「元代曹洞禪僧列伝

(上)「天童山の雲外雲岫について」(駒澤大学仏教学部論集)  
第二三号)を参照。

(17) 大智の入元から在元中の活動さらに帰国の状況などについて

は、拙稿「大智禪師の在元中の動静について」(駒澤大学中国仏

教史蹟參觀団編『中國仏蹟見聞記』第七集)を参照。

(18) この点、いま一つ興味深いのは『諸嶽開山二祖禪師行錄』

「諸嶽二代義山和尚行実」のみに、

徳治元年、師歳三十二、遊歴三韓、入大元、勘驗善

知識、到處許法器焉。

という記事が存していることであろう。これによれば、韶碩も徳治元年(嘉元四年、一二〇六)に三二歳で紹瑾の席下を辞して遊歴し、三韓(朝鮮半島)から元国に入り、諸方の善知識に参考して器重されたことになっている。ただし、他の韶碩の伝記史料では一様に日本国内の叢林を歴遊した消息に触れるのみで、入元の事実を全く伝えていないことから、その入元の事実は認めがたいとされる。ちなみに韶碩が紹瑾の席下に舞い戻つたのは三五歳のときとされるから、その諸山歴遊は四年間であつたものらしい。

(19)『扶桑五山記』四「山城州東山建仁禪寺」の「境致」にも「入定堂(開山堂)」とあり、興禪護國院は入定塔(開山塔)とも称されていたことが知られる。また『和漢禪刹次第』の「東山建仁寺」の項には、

開山千光國師、又曰祖師葉上僧正。塔曰興禪護國院。(中略)入定塔(開山塔)。(中略)黃龍派、興禪護國

院、開山塔。千光國師葉上僧正、諱榮西。明菴大師。嗣天童虛菴敞禪師。備中州人。建保三乙亥七月五日入定。七十五歳。

とほぼ同文の記事が記されている。さらに『東山塔頭略伝』の「興禪護國院」の箇所には、

興禪護國院、開山千光祖師塔所。此院、古來別無塔主、令祖師法孫靈泉・両足二院輪差、掌侍真事。慶長末以来、改差山中諸院守之。開祖入滅、經一百六十年後、永和丁巳、武藏州守細川頼之、夢有所感。因是施財改造此院、守塔古樵寿能(嗣知足龍山)、專幹其事。応永四年丁丑罹災、靈泉一菴麟重造、塔守実一臂之力也。応仁元年丁亥、罹兵火、靈源末了緣募化當構。天文廿一年壬子、復罹兵火、此時瑞光菴影堂独免其火。両足梅仙邇、与衆相議、移其堂於此院、修營略備。利峯銳又繼其志、再造院宇、迨慶長末、其功告畢。今院即是也。

とあり、その後に興禪護國院が辿つた変遷の歴史などが大まかにまとめられている。ただし、これによれば、興禪護國院では古来より特別の塔主を置かず、寺内の靈泉院と両足院の二院より榮西の法孫が輪差して侍真を勤めたことが記されている。曹洞宗の素哲が塔主ないし侍真を勤めるとしたら、この二院と何らかの関わりを持つていたと考えなければならない。

(20)道元が記した『舍利相伝記』では明全の遺骨舍利を日本に将来したことを伝えているが、その後の納骨については触れられ

ていない。ただ、建仁寺の代表として入宋した状況からして、明全の遺骨舍利が当時の建仁寺山内に葬られたことは間違いないだろう。なお明全については拙稿に「仏樹房明全伝の考察」

(『駒澤大学仮教学部研究紀要』第四九号) と「仏樹房明全について」(『宗学研究』第三三号) があり、中世古祥道「明全」(『道元思想のあゆみ』に所収) や東隆眞「明全和尚と道元禅師のことども」(駒澤女子大学日本文化研究所『日本文化研究』創刊記念号) も有益な示唆に富んでいる。また新しくは拙稿「明全—入宋求法の志半ばに倒る—」(『国文学・解釈と鑑賞—特集・道元の世界〈生誕八百年のいま〉』第六四卷一二号へ一九九九年一二月号) に所収) を参照されたい。

(21) 『禪林像器箋』第七類「職位門」の「侍真」によれば、

忠曰、侍<sub>二</sub>祖塔真影<sub>一</sub>者、曰<sub>二</sub>侍真<sub>一</sub>、即塔主也。真者、祖師形像也。

と記されている。塔主とは祖師の塔頭(塔所)に仕える僧のことである。主塔侍者・侍真とも称される。

(22) 『扶桑五山記』四「山城州東山建仁禪寺」の「住持位次」

などからすると、鎌倉末期に素哲が到つた頃、建仁寺の世代は第一八世であつた大覺派の明窓宗鑑(明覚禪師、一二三四一一三二八)が文保二年七月二〇日に示寂しており、第一九世に仏源派の嶮崖巧安(仮智円応禪師、一二五二一三三二)が就き、

さらに第二〇世に同じ仏源派の鉄庵道生(本源禪師、一二六二一三三二)が住持しているから、彼らの下で素哲は開山塔院の塔主を勤めていたものと推測される。道生の『鉄庵和尚語錄』

や『鈍鉄集』には素哲に関するような記載は存していない。

(23) 大乘寺秘本『洞谷記』によれば、

同(文保元年)秋八月、移<sub>二</sub>此屋<sub>一</sub>構<sub>二</sub>函丈<sub>一</sub>。十月二日、移<sub>レ</sub>徒如<sub>レ</sub>形行<sub>二</sub>入院儀式<sub>一</sub>。(中略) 文保元年冬安居、簡都寺・可首座・覺日淨頭。(中略) 文保二戊午年春、光英夢、招宝七郎入<sub>二</sub>山中<sub>一</sub>告曰、奉<sub>二</sub>方丈尊命<sub>一</sub>、賞<sub>二</sub>罰門葉<sub>一</sub>、鎮<sub>二</sub>護山門<sub>一</sub>。仍課<sub>二</sub>山神一宮招宝七郎護伽藍神<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>打給使者。(中略) 韶碩都寺・祖渙侍者、文保式年初夏、於長者沢<sub>二</sub>得<sub>一</sub>大樹<sub>一</sub>。

とあり、流布本『洞谷記』にも、

同(文保元年)秋八月、移<sub>二</sub>此屋<sub>一</sub>構<sub>二</sub>函丈<sub>一</sub>。十月二日、移<sub>レ</sub>徒<sub>レ</sub>異本有<sub>レ</sub>乎<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>形、行<sub>二</sub>入院儀式<sub>一</sub>。同冬安居、簡都寺・可首座・覺日淨頭。(中略) 文保二戊午年春、瑞瑛<sub>二</sub>異作<sub>一</sub>光英<sub>一</sub>者夢、招宝七郎入<sub>二</sub>山中<sub>一</sub>告曰、奉<sub>二</sub>方丈尊命<sub>一</sub>、賞<sub>二</sub>罰門葉<sub>一</sub>、鎮<sub>二</sub>護山門<sub>一</sub>。仍課<sub>二</sub>山神一宮招宝七郎護伽藍神<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>打給使者。(中略) 同初夏、韶碩都寺・祖渙侍者、於長者沢<sub>二</sub>得<sub>一</sub>大樹<sub>一</sub>。

と記されており、文保元年の冬安居における都寺至簡・首座眼可・淨頭覺日の活躍、文保二年春における院瑛の動静、同初夏における都寺韶碩と侍者祖渙の動向などが知られる。

(24) 大乘寺本『仏祖正伝菩薩戒作法』一巻は、紙本墨書で縦二八・七センチ、横一七〇・七センチの写本であり、道元が南宋の宝慶元年(一二二五)九月一八日に天童山の如淨より相伝された内容を、紹瑾が正応五年(一二九二)八月一三日に永平寺

妙高台において住持義演の許可のもとで書写したものである。

それをさらに紹瑾は元亨元年一月一日に永光寺の丈室妙莊嚴院において参考小師の素哲と韶碩の両者に同時に授与しており、現在、大乗寺に所蔵されている。

(25) 総持寺に所蔵される『総持寺中興縁起』によれば、紹瑾は元

亨元年六月一七日に諸嶽山總持寺の中興縁起を撰しており、同じく總持寺に所蔵される「諸岳寺觀音堂寺領敷地事」の文書によれば、同年七月二二日に紹瑾は權律師定賢より能登櫛比莊の諸岳寺觀音堂の敷地を寄進されている。ほかに同年八月二八日(道元忌)に後醍醐天皇から下された總持寺を出世道場となす綸旨の写しや、これに基づく正中元年三月一六日付けの「當寺十箇条之龜鏡」も伝えられているが、これらは内容的に検討の要があり、後代の偽文書と見られている。

(26) 流布本『洞谷記』の元亨元年の箇所には、

同(十一月)廿五日、冬至夜、碩首座始秉扱、當山第二  
首座也。小參次行<sub>レ</sub>之、辨首座例也。

と記されており、大乗寺秘本にも同様の記事が見られる。これによれば、元亨元年一月二十五日(冬至)の夜に韶碩が永光寺

の第二首座として秉扱していることが知られる。ただ、ここにいう第二首座というのが第一座に次ぐ第二座の意なのか、あるいは永光寺における第二番目の第一座という意なのかが明確でない。ただ、この年の正月二八日にそれまで首座であつた鉄鏡眼可が示寂していることから、眼可の後を継いで首座に任じたことをいうのかも知れない。

(27) 隠身とはおそらく藏身あるいは没蹤跡などと同義であつて、身を隠してあとかたを残さないありようをいう。『宗門聯燈会要』卷二二「澧州夾山善會禪師」の章などによれば、藥山下の

船子徳誠(華亭和尚)が法嗣の夾山善會(伝明大師、八〇五  
一八八一)に対しても、

向去直須<sub>ニ</sub>藏身處沒蹤跡、沒蹤跡處莫<sub>ニ</sub>藏身。吾二十年  
在<sub>ニ</sub>藥山、只明<sub>ニ</sub>斯事。汝今既得、他後不得<sub>レ</sub>住<sub>ニ</sub>城隍聚  
落、但向<sub>ニ</sub>深山裏鑊頭辺、覓<sub>ニ</sub>取一箇半箇接續、無<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>  
断絶。

という付囑をなしている。紹瑾が示す隠身もこれと同じく修行のあとかたをも残さず、徹底した日常底に仏祖道を実践していくありようを述べたものであろう。

(28) 『正法眼藏』「安居」では、夏安居直前の掛搭期日について、

いはゆる半月前とは、三月下旬をいふ。しかれば三月内にきたり掛搭すべきなり。すでに四月一日よりは、比丘僧ありきせず、諸方の接待および諸寺の旦過みな門を鎖せり。  
しかあれば四月一日よりは、雲衲みな寺院に安居せり、庵裏に掛搭せり。あるいは白衣舎に安居せる、先例なり。  
と記されているから、四月一日には夏安居を過ごす禅寺に掛搭すべきことが義務づけられている。素哲がそうした禅林の先例に従わず、四月一四日の晩にようやく永光寺に到着している理由については不明である。

(29) 「青原鈍斧」の古則については、柳田聖山『禪の山河』(禅文化研究所編)の「第二章、南岳懷讓」の箇所(一〇七頁)によることをいうのかも知れない。

(九貢)には『祖堂集』卷四「石頭和尚」の章に基づいた口語訳

が載せられている。ちなみに雪竇重顯は『明覺禪師語錄』卷一「住蘇州洞庭翠峯禪寺語」の「拈古」においてこの古則を取り上げ、

師拈云、石頭泊坦板過却。又云、大小讓師、不<sub>レ</sub>解<sub>ニ</sub>拋令。

という拈提をなしており、希遷と懷讓の両者を評している。

(30)「夜光勿<sub>レ</sub>蹈<sub>レ</sub>白、不<sub>レ</sub>石即是水」の語句については、いまだその出典を明確にしていないが、『大燈國師語錄』卷上「大德寺語錄」の「仏生日上堂」に、

仏生日上堂。僧問、世尊今日降下未<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>地、九龍吐<sub>レ</sub>水洗<sub>ニ</sub>金軀、早是一場敗缺、和尚要<sub>レ</sub>雪<sub>レ</sub>屈、也是泥裏洗<sub>ニ</sub>土塊。師云、狗啞<sub>ニ</sub>赦書。進云、指<sub>レ</sub>天指<sub>レ</sub>地金蓮捧<sub>ニ</sub>足、

因<sub>レ</sub>甚脚下紅絲線不斷。師云、要<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>山上路、須<sub>レ</sub>問<sub>ニ</sub>去來人。進云、韶陽老人正令方行、諸方未<sub>レ</sub>免<sub>ニ</sub>將<sub>ニ</sub>錯就<sub>ニ</sub>錯。師云、夜行莫<sub>レ</sub>踏<sub>レ</sub>白、不<sub>レ</sub>水定是石。進云、不<sub>レ</sub>因<sub>ニ</sub>老師點発、容易難<sub>ニ</sub>瞻<sub>ニ</sub>慈顏。師云、月到<sub>ニ</sub>中峯<sub>ニ</sub>猶未<sub>レ</sub>帰。進云、三十年後、此話大行。師云、馬無千里謾追<sub>ニ</sub>風。

という一僧との問答が存する。素哲とほぼ同時代に活躍した臨濟宗大應派の宗峰妙超(大燈國師、一二八二—一三三七)が「夜行、白きを踏むこと莫かれ、水にあらずば定んで是れ石ならん」と答えており、字句に若干の異同が見られるものの注目される。

(31)「両足を垂る」とあるが、『景德伝燈錄』卷五では「一足を垂

る」に作る。

(32)靈鷲山における釈尊と摩訶迦葉の分座の故事については、『建中靖國統燈錄』卷一「摩訶迦葉尊者」の章に、

爾時、摩訶迦葉尊者、分<sub>レ</sub>坐<sub>ニ</sub>衣、因<sub>レ</sub>花悟<sub>ニ</sub>道、巖間石室、演<sub>レ</sub>法度<sub>ニ</sub>生、世尊示<sub>レ</sub>滅、結<sub>ニ</sub>集聖教。

と偈頌のかたちで簡略に記されている。『五燈会元』卷一「釈迦牟尼佛」の章には、

世尊在<sub>ニ</sub>靈山会上、拈<sub>レ</sub>華示<sub>ニ</sub>衆。是時衆默然、唯迦葉尊者破顔微笑。世尊曰、吾有<sub>ニ</sub>正法眼藏涅槃妙心、實相無相微妙法門、不立文字教外別傳、付<sub>ニ</sub>囑<sub>ニ</sub>摩訶迦葉。世尊至<sub>ニ</sub>多子塔前、命<sub>ニ</sub>摩訶迦葉<sub>ニ</sub>分<sub>レ</sub>座令<sub>ニ</sub>坐、以<sub>ニ</sub>僧伽梨<sub>ニ</sub>囬<sub>ニ</sub>之、遂告曰、吾以<sub>ニ</sub>正法眼藏密付<sub>ニ</sub>於汝、汝當<sub>ニ</sub>護持傳<sub>ニ</sub>付<sub>ニ</sub>将来。

とあり、釈尊が多子塔前において摩訶迦葉に座を分かつて坐らしめ、僧伽梨衣を授けたことになつてゐる。また韶州(廣東省)曲江県の曹溪山宝林寺(後の南華寺)において六祖慧能が青原行思を分化の首座となした故事については明確ではないが、『景德伝燈錄』卷五「吉州青原山行思禪師」の章に、

一日祖謂<sub>ニ</sub>師曰、從上衣法双行、師資遞授、衣以表<sub>ニ</sub>信、法乃印<sub>ニ</sub>心。吾今得<sub>ニ</sub>人何患<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>信、吾受<sub>ニ</sub>衣以來遭<sub>ニ</sub>此多難、況乎後代爭競必多。衣即留鎮<sub>ニ</sub>山門、汝當分<sub>ニ</sub>化一方<sub>ニ</sub>無<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>斷絕。師既得<sub>ニ</sub>法、住<sub>ニ</sub>吉州青原山靜居寺。とあり、慧能のことばとして「汝、當に一方に分化して断絶せしむること無かるべし」と記されている。おそらく紹瑾はこの

行思に対する付囑として「分化」のことばが使用されていることに注目し、分化の首座という語句を用いているのではなかろうか。

(33) 大乗寺における分院首座とは紹瑾自身の消息を述べたものであるよう、おそらく紹瑾が大乗寺の義介より首座に任せられた当初、彼自身は阿波（徳島県）の城万寺の住持を勤める傍ら、夏安居の期間を大乗寺に赴いて首座の職位に就いていたものらしい。こうした変則的な寺院を別にした活動を紹瑾は自ら「分院首座」と表現したものであろう。また永光寺の分説首座は素哲のことを指しているが、分説という意味が明確でない。あるいは素哲が半座説法を別所でも行なつた消息を述べたものかも知れず、永光寺で首座を勤める以前に、建仁寺などすでに首座を勤める機会に恵まれていたのかも知れない。

(34) この点は熊本県立美術館編『寒巖派の歴史と美術』（第一回「熊本の美術展」）にも重要文化財「広福寺伝衣付囑状」の第二通として考察が載せられている。

(35) 慧能と蒙山道明（初名は慧明・恵明）の大庾嶺における機縁については、『景德伝燈錄』卷四「袁州蒙山道明禪師」の章その他に載せられている。駒澤大学禅宗史研究会編著『慧能研究－慧能の伝記と資料に関する基礎的研究－』（大修館書店刊）の「慧能の伝記研究」に「恵明との機縁」（一四二頁～一四九頁）として両者の問答に関する詳しい考証が存している。

(36) 『三木一草文』一巻はもと福岡県田川郡添田町の河村道器氏が所蔵していたものであるが、河村氏に至る所蔵の経路などは

定かでない。『続曹洞宗全書』「宗源補遺」に紹瑾の撰として活字化されているが、本文は素哲の筆になり、識語に当たる部分のみが紹瑾の筆と見られている。嵩山少林寺の菩提達磨より紹瑾の弟子に至るまでの菩薩戒相伝のことが記され、梅・松・柳・竹という三木一草に託して宗要が説かれている。識語には道元・懷奘・義介・紹瑾の戒法伝授が述べられている。熊本県玉名市の広福寺に「広福現藏」と題する三巻三冊の古文書綴が存しているが、その第三冊目にも本書が模写収録されている。

(37) 河南聖珍は覚明の法嗣であり、道号を南洲とも称しているが、その足跡については明確でない。覚明が示寂した翌年に当たる南朝の正平一七年（北朝の康安二年、一二六二）一〇月二十四日に「孤峯和尚行実」を撰している。また『五山文学新集』第二巻の『東海瑠華集』二「贊」（七一六頁）に「南洲和尚慈像」として六九歳の南洲聖珍に対する頂相贊が載せられている。

(38) 無著道忠は前住神京正法山妙心禪寺嗣祖比丘の肩書きで正徳二年（一七一二）八月二十四日に「雲州瑞塔山天長雲樹興聖禪寺開山兩朝特賜國濟三光國師碑銘」を撰述している。道忠は臨済宗妙心寺派の学匠として名高く、江戸時代を通じて第一等の学僧として知られ、その考証は諸分野において綿密詳細を究めている。当然、覚明の「國濟三光國師碑銘」においても、道忠は「孤峯和尚行実」をはじめとしてそれまでの史料を広範に見て覚明の伝記をまとめていることから、たとえ後代のものとはいえ、かなり詳しい消息を伝えている点で重要なものがある。

(39) 永光寺の土地神については、もつとも古い禅林寺本『瑩山清規』(正式には『能州洞谷山永光禪寺行事次序』)の「土地堂諷經」に「当山土地、護法龍天、合堂真宰、三界万靈、今年歲分主執陰陽、護伽藍神、招宝七郎大權修利菩薩」と記されており、龍天や招宝七郎大權修利菩薩が土地神あるいは護伽藍神としてまつられていたことが知られる。

(40) 『雲門匡真禪師廣錄』卷中「垂示代語」に、

或云、古人道、人人尽有光明，在、看時不見暗昏昏、作麼生是光明。代云、厨庫三門。

とあり、この「雲門厨庫三門」の古則公案は『碧巖錄』第八六則によつて広く知られる。このとき雲門文偃が答えた「厨庫三門」とは、我見にとらわれずに眼前に建つ伽藍をありのままに見ることを意味していよう。

(41) 『諸嶽開山二祖禪師行錄』の「諸嶽開山瑩山仏慈禪師行錄」には覚明が紹瑾と交わした問答として、

時有<sup>二</sup>覺明禪者、入<sup>二</sup>大元<sup>一</sup>見<sup>二</sup>本中峰・觀無見・義斷崖・岫雲外・茂古林諸大老、皆稱<sup>二</sup>法器。帰朝後、聞<sup>二</sup>師之法席盛<sup>一</sup>而來見<sup>二</sup>師。師問云、和漢兩朝參<sup>二</sup>得甚<sup>一</sup>辺事。明以<sup>一</sup>手指云、前面法堂、背後方丈。師首<sup>二</sup>肯之。

とあり、これは『洞谷記』からの引用と見られる。

(42) 『諸嶽開山二祖禪師行錄』の「諸嶽開山瑩山仏慈禪師行錄」にも、

明問云、去冬和尚垂示曰、隱身燈臺了、云々。我近日解<sup>二</sup>隱身。師云、作麼生隱身去。明云、沒蹤跡。師云、

作麼生是沒蹤跡處。明云、進<sup>一</sup>之不得、退<sup>一</sup>之不得。師云、不是不是。明云、和尚作麼生。師云、進也得、退也得。明便作<sup>一</sup>札。明在<sup>二</sup>師会裏、脚不<sup>一</sup>越<sup>一</sup>門、孜孜努力凡三年。

と記されており、やはり紹瑾が覚明に対しして隠身・没蹤跡の問答をなしたことが記されている。また『洞谷五祖行實』「洞谷第四祖大雄菴開基總持二世義山和尚伝」にも、

時瑾公在<sup>二</sup>洞谷<sup>一</sup>煥<sup>一</sup>化。師隨侍、會中充<sup>二</sup>都寺<sup>一</sup>。元亨元年十一月冬至日、入室秉<sup>一</sup>扱<sup>一</sup>也。師一日拳<sup>二</sup>覺明上座燈臺下隱身因緣、問<sup>二</sup>瑾公<sup>一</sup>。公云、我為<sup>一</sup>爾入<sup>二</sup>地獄<sup>一</sup>如<sup>一</sup>箭、汝亦作麼生。師云、不<sup>一</sup>顧<sup>一</sup>眉鬚墮落<sup>一</sup>云々。

とあり、覚明との間の隠身の問答が取り上げられている。

(43) 元亨四年(一三二四)は一二月九日に至つて正中元年と改元されているから、四月八日の時点ではいまだ元亨四年と記すのが正しい。

(44) 大智が帰国する際に禅籍を将来したことを傍証するものとして、実際に『大智禪師偈頌』には「看<sup>二</sup>真歇和尚語<sup>一</sup>」「跋<sup>二</sup>真歇和尚拈古<sup>一</sup>」「覽<sup>二</sup>投子語<sup>一</sup>」などの偈頌が載せられている。

(45) 大乘寺本『洞谷記』には五月一六日の総持寺開單について、五月十六日、碩首座已下僧衆廿人、為<sup>一</sup>総持寺僧堂開<sup>一</sup>出<sup>一</sup>山。五月廿九日、始開<sup>一</sup>僧堂<sup>一</sup>、請<sup>二</sup>両班<sup>一</sup>。

と記されている。このとき紹瑾に随侍して韶碩を含めて二〇人の僧衆が総持寺へと赴き、五月二九日には僧堂開單の儀式がなされたことが知られる。おそらくこのとき素哲は永光寺に在つ

て紹瑾より留守を任されていたものであろう。

(46) 「諸嶽開山」<sup>二</sup>祖禪師行錄の「諸嶽開山瑩山仏慈禪師行錄」には、

或時入室云、承聞和尚伝<sub>二</sub>仏祖正伝菩薩戒血脈、伏願授<sub>レ</sub>之。師便伝<sub>レ</sub>之、第知<sub>ニ</sub>洞宗無<sub>ニ</sub>縁、指往<sub>ニ</sub>雲州。後繼<sub>ニ</sub>法法燈。然師之門人不可<sub>ニ</sub>稱計。於<sub>レ</sub>中嗣<sub>ニ</sub>其法者、明峯素哲<sub>ヘ</sub>永光<sub>ニ</sub>代<sub>レ</sub>・無涯智洪<sub>ヘ</sub>淨住<sub>ニ</sub>代<sub>レ</sub>・義山紹碩<sub>ヘ</sub>總持<sub>ニ</sub>世<sub>レ</sub>・壺菴・珍山等也。

と記されている。ここでは覺明の消息は詳しく述べられているものの、あくまで別格的な表現を用いており、紹瑾の嗣法門人としては素哲・韶碩ら五人を挙げるのみで、その中に覺明の名は含まれていない。

(47) 江戸期にまとめられた『日域洞上宗派正統図』や『日本洞上宗派図』さらに昭和にまとめられた『曹洞宗全書』「系譜」や『曹洞宗全書』「大系譜」など、後世の曹洞宗の宗派図では、いずれも瑩山下に孤峰覚明の名は載せられていない。

(48) 伝燈院に存する入母屋造りの礼堂の外部の正面扉上部には、現在まで「五老峯」と記された木製の縦額が掲げられており、年記や著名などは存しないものの、これが孤峰覚明の揮毫による五老峯の筆蹟と伝承されている。

(49) 雲居の懸記については具体的な内容が明確でないが、瑩山紹瑾は『伝光錄』「第三十九祖雲居弘覺大師」の章の「拈提」において、

明峰素哲の生涯とその功績(一)(佐藤)

弟たり。適來の問答、師資の決疑悉く以て至れり。既に洞山の懸記あり、吾が道、汝に依て流傳無窮ならんと。其の信虛しからず、展転囁累して今日に及べり。實に洞水流伝し来る、其の道、今に乾爆々たり。清白家に伝へ来る、其の源、今に乾かず冷湫々たり。

と記している。おそらくここにいう「吾が道、汝に依て流傳無窮ならん」と洞山良价が雲居道膺に述べたのが雲居の懸記を指すのであろうが、『伝光錄』の典拠が何なのかは定かでない。

(50) 「雲居世尊密語」の古則とは、『景德伝燈錄』卷一七「洪州雲居道膺禪師」の章に、

荆南節度使成汭、遣<sub>ニ</sub>大將<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>山送<sub>レ</sub>供、問曰、世尊有<sub>ニ</sub>密語、迦葉不<sub>ニ</sub>覆藏、如何是世尊密語。師召曰、尚書。

其人應諾。師曰、会麼。曰、不<sub>レ</sub>会。師曰、汝若不<sub>レ</sub>会、世尊有<sub>ニ</sub>密語、迦葉不<sub>ニ</sub>覆藏。

とある雲居道膺が一官僚と交わした問答商量であつて、釈尊と摩訶迦葉との間でなされた密語の因縁を題材にしている。

(51) 僧録とはもともと僧尼の登録や僧官の任免など録事を司る官職であり、日本では室町期の五山禅林（叢林）における鹿苑僧録が有名である。ただし、当時の曹洞宗における遺跡の僧録とは、単に義介・紹瑾ゆかりの寺院や小庵を束ねる役職という意味で使用されている。

(52) 石川県立美術館編『加賀の古刹・大乘寺の名宝』（昭和六二年三月刊）では、この「紹瑾譲状」の写真を載せているが、

附「与洞」谷全座於素哲首座明峯老。

靈山一會座尚「暖」、附与明峯永興繁、洞谷綠松綠弥奥、

〔雲居〕懸記水泓澗。

正中二年〔仲〕秋八日。 洞谷讓附。

(朱印・瑩山) (朱印・紹瑾) 紹瑾。(花押)

とあり、実際に石川県立美術館に依託保管されている現物も拝見させて頂いたところ、やはり「」の部分に若干の虫食いなどの破損が存している。

(53) 孝服とはもともと父母の喪に用いる衣服であつて喪服と同義であるが、ここではとくに尊宿の遷化に際して弟子や法眷らが着する凶服をいう。古く宗宝本『六祖大師法寶壇經』「付囑第十」に、

師説「偈已告曰、汝等好住、吾滅度後、莫作世情悲泣雨淚。受人弔問、身著孝服、非吾弟子、亦非正法。但識自本心、見自本性。」

と記されている。また『勅修百丈清規』卷三「住持章第五」の「遷化」に「孝服」の章があり、  
孝服。侍者小師、麻布襪。両序、苧布襪。主喪及法眷尊長、生布襪。勤旧辦事鄉人法眷諸山、生絹腰帛。檀越、生絹巾腰帛。方丈行者、麻布巾襪。方丈人僕作頭、麻布巾衫。甲幹莊客諸僕、麻布巾。

と記されており、弟子としての立場や配役に応じて着用する麻布綴や腰帛などに差が存している。無著道忠は『禪林象器箋』第二六類「服章門」の「孝服」において「尊宿遷化、法眷会裏、著凶服也」と述べ、同じく「服章門」の「腰帛」でも

「尊宿遷化、孝服者、白帶圍腰、言腰帛、見孝服処」或作「腰白」と記している。

(54) この点は「總持第二世峨山和尚行狀」においても、

瑾欲順世、考鐘告衆曰、發揚予宗風者、素微。(微カ) 素磧兩箇而已、為我後嗣者詳知焉。言訖書偈云、(下略)

と記され、また『峨山和尚山雲海月』所収の「峨山大和尚芳躅」においても、

瑾臨遷化、鳴鐘告衆云、揚吾宗風、素哲・紹碩兩箇耳、我弟子悉知之。言訖化。

とあることから、やはり紹瑾が示寂に臨んで素哲と韶碩の二高弟を高く評価していたことを伝えている。

(55) 「老馬如行路」とは『韓非子』「説林上第二十二」に、管仲・隰朋、從於桓公而伐孤竹。春往冬反、迷惑失道。管仲曰、老馬之智可用也。乃放老馬而隨之、遂得道。行山中無水。隰朋曰、蟻冬居山之陽、夏居山之陰、蟻壤一寸而仞有水。乃掘地、遂得水。以管仲之聖而隰朋之智、至其所不知、不難師於老馬与蟻。今人不知以其愚心而師聖人之智、不亦過乎。

とある故事を踏まえるものである。春秋時代に齊の管仲(字は夷吾、?—前六四五)が戦の帰途に隰朋(諱は成子、?—前六四五)とともに道に迷った際、老馬の知恵を信じて放ち、その後に随つてどの道を得たという逸話にちなんでいる。転じて老

馬は経験を積んで知識が豊かな人に譬えられ、この故事は「老馬之智」あるいは「老馬識途」としても知られる。

(56) 「麒麟似点雲」に関する典拠は定かでないが、『陳書』卷二六「列伝第二十」の「徐陵伝」に、  
母臧氏、嘗夢五色雲化而為鳳、集左肩上。已而誕陵焉。時宝誌上人者、世稱其有道。陵年數歲、家人携以候之。宝誌手摩其頂曰、天上石麒麟也。光宅惠雲法師、每嗟陵早成就、謂之頤回。

という記事が存している。六朝の陳の徐陵（字は孝穆、五〇七—五八三）の誕生にまつわる故事であり、宝誌（広済大師、四一八—五一四）が幼い徐陵を「天上の石麒麟」と褒めたことに因み、すぐれた器量を備えた人のことを指している。この故事は「天上麒麟」あるいは「天上石麒麟」という語でも知られ、すぐれた小児を意味する。

(57) 『日域洞上宗派正統図』においては「大乗二世・能州永光 惣持共開山・仏慈禪師・瑩山紹瑾」の法嗣として「大乗三世・永光二世・越中光禪 明峯素哲」「永光三世・加州常住二世 無涯知洪」「永光四世・惣持二世・妙應開山 岩山紹碩」「永光五世・越中延着・紹光・能州洞光共開山、越中延着二世・紹光二世・能州ホウダツノ光孝二世」壺庵至簡」「越中手洗野信光二世 珍山和尚」「祖一藏主」「能州永光 山中円通開山」祖忍大姉」という七人の名を記しているが、やはり素哲を筆頭に挙げている。また『日本洞上宗派図』においては「能州永光開山瑩山紹瑾」の法嗣として「能州永光二世 実」では「闍維歛舍利羅、祇陀大智侍者入伝燈院起塔」

（越中光禪開山）明峰素哲」「加州淨住二世（永光三世）無涯智洪」「能州總持二世（永光四世）巖山紹碩」「能州光孝二世（永光五世・洞光開山）壺庵至簡」「越中信光二世珍山源照」「能州円通（永光開基）尼默譜祖忍」「能州円通尼金燈慧球」という七人の名を記しているが、やはり素哲を筆頭に挙げており、素哲・智洪・紹碩（韶碩）・至簡という四門人の順序は定まっている。

(58) 流布本『洞谷記』の「開山御遷化」に、

正中二年八月十五日夜半、囑門人曰、予化縁已尽、泥洹時至。則沐浴如常、鳴鐘集衆曰、念起是病、不続是藥、一切善惡、都莫思量、纔涉思量、白雲万里。書偈曰、自耕自種閑田地、幾度賣來買去新、無限靈苗種熟脱、法堂上見插鋏人。投筆而終。

と記されており、紹瑾が示寂する前後の消息とその遺偈を伝えている。

(59) 『洞谷開山和尚示寂祭文』は愛知学院大学図書館に所蔵される室町期筆写『禪林雅頌集』に所収されており、『続曹洞宗全書』「清規」に『瑩山紹瑾禪師喪記』の表題で収録されている。本書には紹瑾の喪事になされた明峰素哲・峨山韶碩・尊道・大智・珍山源照・壺庵至簡の祭文が收められ、さらに明峰下の龍松素溪が同門の宗翁繁興（敏興）のためになした法語が付されている。

とあり、ここでは大智によつて永光寺の伝燈院に納骨されたことのみが伝えられているが、『諸嶽開山二祖禪師行錄』の「諸嶽開山瑩山仏慈禪師行実」では「闍維後収<sub>ニ</sub>舍利<sub>ニ</sub>無数、建<sub>ニ</sub>塔於大乘・永光・淨住・總持四處、号曰<sub>ニ</sub>伝燈院」とあって、紹瑾の遺骨舍利は大乘寺・永光寺・淨住寺・總持寺の四ヶ寺に分骨され、いすれも伝燈院と号されたことが記されている。

(61) 『大智禪師偈頌』には紹瑾の示寂前後に関するものとして、示寂に際して詠じた八首に及ぶ「悼<sub>ニ</sub>洞谷和尚」の偈頌と、墓塔を建てた際に詠じた「為<sub>ニ</sub>洞谷和尚<sub>ニ</sub>起<sub>レ</sub>塔」の偈頌が伝えられている。

(62) 永光寺伝燈院に建立された「伝燈院之靈牌」については、小西洋子「永光寺伝燈院の靈牌について」(『石川県立歴史博物館紀要』第一二号)に詳しい考察が存している。

(63) 東隆眞氏は『瑩山禪師の研究』の「能登に永光寺を開く」の末尾に伝燈院の靈牌について触れているが、素哲との関わりについては論じていない。羽咋市史編さん委員会編『羽咋市史(中世・寺社編)』において、桜井甚一氏はこの伝燈院の靈牌を第二世素哲の代のものと推定している。

(64) 総持寺所蔵『洞谷住山記』や永光寺所蔵『洞谷山永光禪寺之住山帳』などによれば、恵運徳隱は越中(富山県)の人であり、金沢の鶴雲山長久寺の智鏡に受業し、能登の龜阜山芳春院の吳山泰洲に嗣法している。徳隱が永光寺第四九四世として入院したのは明和五年(一七六八)一〇月のことであり、天明二年(一七八二)一〇月一〇日に示寂している。

(65) 『曹洞宗全書』「金石文類」に所収される明峰派の竹巖林松(万山)が江戸初中期の万治元年(一六五八)秋に撰した「能登永光寺伝燈院鐘銘」によれば、

北陸道加賀国石河郡金沢城下伝燈禪刹者、徹山裕源居士所<sub>ニ</sub>草創<sub>ニ</sub>之精廬也。勸<sub>ニ</sub>請三光國師・仏慈禪師瑩山大禪師之尊像<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>開山、而使<sub>ニ</sub>久外和尚住山矣。

とあり、永光寺の伝燈院が江戸初期に至つて別に金沢城下(いまの金沢市鶯町)にも造立され、開山に久外呑良が迎えられ、北香山伝燈院として後世に及んでいることが知られる。ちなみに勸請開山に瑩山紹瑾(仏慈禪師)とともに臨済宗法燈派の孤

峰覚明(三光國師)の名が挙げられているのは注目されよう。

(66) 『鎮州臨濟慧照禪師語錄』「示衆」に、

師晚參<sub>ニ</sub>示<sub>レ</sub>衆云、有時奪人不奪境、有時奪境不奪人、有時人境俱奪、有時人境俱不奪。時有<sub>レ</sub>僧問、如何是奪人不奪境。師云、煦日發生鋪<sub>レ</sub>地錦、瓊孩垂<sub>レ</sub>髮白如<sub>レ</sub>絲。僧云、如何是奪境不奪人。師云、王令已行天下徧、將軍塞外絕<sub>ニ</sub>煙塵。僧云、如何是人境兩俱奪。師云、并汾絕<sub>レ</sub>信、獨處<sub>ニ</sub>一方。僧云、如何是人境俱不奪。師云、王登<sub>ニ</sub>宝殿、野老謳謗。

と記されており、後世、この一段は「臨濟四賓主」あるいは「臨濟四料揀」と称されて知られる。

(67) 『重続洞上諸祖伝』卷一「光禪寺松岸淵禪師伝」や『洞上聯燈錄』卷二「越中州光禪寺松岸旨淵禪師」の章においては、松岸旨淵が光禪寺に入院した年時は明記されておらず、播磨

(兵庫県) 美嚢郡吉河(いまの美嚢郡吉川町楠原)に存する吉河

山永天寺を開創して後に光禪寺に住持したことになっている。

(68)『越中古文書』卷一〇「射水郡」の「氷見光禪寺書類」の冒頭に載る題名の付されない「宇賀神將王菩薩大弁財尊功德天女」に関する縁起には、

其後、元徳二年六月十日、明峰禪師、酒井永光寺瑩山禪師ニ御隨侍セラレ、曉天坐禪ノ節、地藏菩薩ノ御告ケニ、吾ハ是レ氷見海中唐嶋ニ住在ス、弘法大師真作ノ地藏ナリ、速ニ彼地ニ來レト。其告ニ隨テ一七日夜ノ間タ、嶋ニ籠リ給フニ、滿スル夜、亦復夕地藏菩薩、禪師ニ告ケテノ曰ク、此弁財天女ハ本地無量寿仏・觀世音菩薩ニシテ、生身ハ日輪宮ニ在テ一切衆生ヲ照ラシ、福德寿命ヲ施シ、未來仏果ヲ成セ令ンカ為メニ此島ニ出現ス、汝チ今ヨリ此ノ西岸ニ一字ノ寺ヲ草創シテ弘ク衆生ヲ化益セヨト。其御告ヲ蒙リテ、茲ニ一寺ヲ建立シ、海慧山光禪寺ト号ス。此島ヲ鬼門鎮護ノ靈地ト定ム。夫ヨリ真俗帰崇シテ、道声、遂ニ天朝ニ聞ユ、依テ後醍醐天皇ノ御宇、兵部卿親王、海内外ノ高僧ヲ選ヒ、國家ノ為ニ兵災ヲ禳ヒ給フニ、光禪寺開山明峯禪師モ其數ニ預リ、特ニ御高七百余石ヲ賜リ、忽チ七堂全備ノ大叢林トナル。

というように素哲が光禪寺さらに唐嶋と関わった消息を記している。ただ、元徳二年(一三三〇)六月といえば、永光寺では瑩山紹瑾が示寂してすでに五年以上を隔てており、素哲自身が住持を董していた時期に当たっていることから、年時にかなり

の問題を含む記述といつてよい。

(69)元弘の変の経緯については、伊藤喜良『南北朝の動乱』(集英社刊)や同『南北朝動乱と王権』(東京堂出版刊)などを参考照。

(70)護良親王は後醍醐天皇の第一皇子で、嘉曆元年(一三三六)に三千院(梶井門跡)に入室剃髪して尊雲法親王と称し、後に同門跡を継いで天台座主に補任され、一品に叙せられて大塔宮と号している。『群書類從』卷五七「補任部十四」に載る「天台座主記」には、

第百十六、三品親王尊雲、大塔宮。治山三年。後醍醐院御子。嘉曆二〔三イ〕年丁卯十二月六日任。御歲廿。(中略)第百十八、三品親王尊雲。治山二年。元徳元年十二月十〔廿イ〕四日還補。

と記されており、この人は若くして天台座主に二度にわたり就任していることが知られる。元弘の乱が起こると、弟の宗良親王(尊澄法親王、一三一一一三八四?)とともに後醍醐天皇を助けて軍事行動を執つて諸国の勤王の武士に奮起を促したが、六波羅軍と戦つて破れ、赤坂城などに逃れ、その後も建武政権樹立に尽力している。しかし、やがて足利尊氏と対立し、捕縛されて鎌倉に送られて幽閉の身となり、中先代の乱の混乱に乗じて建武二年(一三三五)七月に足利直義の家臣によつて殺害されている。

(71)東四柳史明「建武政権と能登国」(石川史書刊行会編・加能史料編纂二十周年記念出版『加賀・能登歴史の窓』に所収)に、

元弘三年（一三三三）四月一日の護良親王令旨案は、鎌倉幕府の倒壊に先立つ時期のもので、畿内に潜伏する護良が、隠岐を脱出し伯耆国に行在所に拵る後醍醐と提携して、討幕運動を続けていた頃にあたる。内容は永光寺に御祈禱の精誠を致さしめたもので、御願（鎌倉幕府討伐）が成就したならば、若部保を同寺に寄進する旨を予約しており、この沙汰は奏聞を経たものとし、護良の令旨は後醍醐の意志の代行であるとして、両者の一体感を強調している。永光寺の現住は瑠璃門下の禪傑明峯素哲で、護良の令旨は、明峯の許に下されたものである。

とあり、この文書の特異な内容を考察している。

(72) 後醍醐天皇については種々の論考が存しているが、とくに寺領寄進などについては黒田俊雄「建武政権の所領安堵政策」（『日本中世の国家と宗教』に所収）や「後醍醐天皇と綸旨」（豊田武先生古稀記念会編『日本中世の政治と文化』に所収）などに詳しい。

(73) 若部保は口能登の中央部、現在の羽咋市若部町に比定され、かつての羽咋郡に属する。鎌倉初期には国衙領であり、後期には名越氏が地頭を勤めている。隣の鹿島郡酒井保に永光寺が建てられており、建武二年（一三三五）には西接する若部保の地頭職も永光寺に寄進されている。『講座日本莊園史6』「北陸地方の莊園」の「能登国」および『日本莊園大辞典』「能登」の「若部保」などを参照。

(74) 東四柳史明「建武政権と能登国」では、打渡状の発給者の

小野好連について、当時の能登国司中院定平によつて能登国に派遣された家司か、現地で登用された能登の武士ではないかと推測している。

(75) 「重続洞上諸祖伝」卷一「光禪寺松岸淵禪師伝」や『洞上聯燈錄』卷二「越中州光禪寺松岸旨淵禪師」の章では、松岸旨淵が元弘の変に当たつてなした消息は記されていない。あるいは寂庵道光が旨淵の伝記を撰した当時、氷見の光禪寺に何らかの中世文書が伝来所蔵されていたのかも知れない。

(76) 志指見保はかつての能登羽咋郡に存した保であり、現在の羽咋市志々見町に比定される。鎌倉末期には御家人吉見氏の所領であり、南北朝期に永光寺に寄進されており、それ以降は室町期を通じて永光寺寺領となつている。『日本莊園大辞典』「能登」の「志指見保」を参照。

(77) 能登守護の吉見氏については、橋本秀一郎「一四世紀能登の守護吉見氏について—能登における南北朝内乱の考察—」（『北陸史学』第二二号）および同氏「能登の吉見時代を考える」（『加賀・能登歴史の窓』所収）の考察が存している。

(78) 吉見宗寂が建武三年七月に永光寺に宛てた若部保地頭職安堵の下知状によると、発給者の宗寂の右上に「能登先古太守日園寺殿」の書き入れが存しているから、鎌倉幕府が滅亡して最初に宗寂が能登守護に就いたものと推測される。宗寂については吉見頼顕の父である吉見頼為（又三郎）ではないとも推定されるが、なおいまだ明確でない。宗寂の没年月日などは定かでないが、永和二年（一三七六）の「永光寺布薩廻向人數注

文」に「宗寂故守護入道殿」とか「玄喜<sup>ヘ</sup>故守護入道殿内室」<sup>ヘ</sup>とあるから、永光寺の周辺に葬られたものと思われる。先の橋本氏論文を参照。

(79) 吉見頼頭(孫三郎、左馬助・右馬頭)は建武二年八月に永光寺に對して若部保安堵の下知状を再発給しており、このときには能登守護に就任していることになろう。宗寂のそれからわずか一ヶ月後のことである点が問題であるが、おそらく領国内の寺社や武士に對して新守護として統制権を發動したのであろう。先の橋本氏論文を参照。

(80) 「曹洞宗古文書」上巻「永光寺文書」によると、建武二年四月の後醍醐天皇の「国宣」から建武三年九月の足利尊氏の「安堵状」に至る四文書のみが永光寺ではなく養光寺の名称で發給されている。

(81) 「大智禪師逸偈及行錄」所収の「祇陀大智禪師行錄并序」には、

山指<sup>レ</sup>師令<sup>レ</sup>嗣<sup>ニ</sup>法於明峰。峰因問云、大地有情同時成道、意旨作麼生。師云、大方無外。峰曰、未在更道。師云、一葉落天下知<sup>レ</sup>秋。峰云、却有<sup>ニ</sup>賓主<sup>ニ</sup>也無。師云、有。峰曰、如何是賓。師便喝。峰曰、如何是主。師又喝。峰曰、賓主歷然。師便設<sup>レ</sup>拝。

と大智が素哲と交わした機縁の問答を伝えている。

(82) 「大智禪師偈頌」の「上<sup>ニ</sup>瑩山和尚<sup>ニ</sup>三首」の第二偈に、六代伝衣到<sup>ニ</sup>野僧、千年繼<sup>レ</sup>踵嶺南能、碓春日久工夫熟、祖室堪<sup>レ</sup>挑<sup>ニ</sup>無尽燈。

と示されている。ただ、實際に大智が紹瑾の伝衣を素哲より相承されるのは紹瑾が示寂して後のことであるから、紹瑾の生前に大智が六代の伝衣を紹瑾から相承したとする、紹瑾・素哲・大智の師資關係が改めて問われよう。

(83) 素哲が大智に与えた仮名法語については、熊本県玉名市の広福寺に素哲自筆の巻子一巻が所蔵されているが、そこには原題名は存していない。「禅門曹洞法語全集」乾では「明峰和尚法語」として、「曹洞宗全書」「法語」では「智首座に与ふる法語」として、「曹洞宗古文書」上では「素哲仮名法語」としてそれぞれ表題が付されている。詳しくは『瑩山禪』第一一巻「智首座に与ふる法語」の箇所(二二三頁～三九頁)に椎名宏雄氏による詳しい考証が存している。『越中古文書』巻一〇「氷見光禪寺書類」の「光禪寺所蔵品等」にも「一、仮名法語、明峯和尚作并筆、壹幅。卷末ニ建武三年丙子正月十五日、住洞谷主素哲書トアリ。別ニ享保中写シノ横巻アリ」とあるから、かつて光禪寺にも大智に与えた仮名法語の控えが伝存していたらしいことが知られる。

(84) 「甲州塙山向岳庵開山抜隊和尚行實」によれば、得勝は相模(神奈川県)の治福禪寺に投じて応衡に就いて受業し、二九歳で落髮しているが、その後の参学でも素哲との関わりは記されていない。ただ、得勝が出雲(島根県)の瑞塔山雲樹寺において孤峰覺明に参学し、その後に總持寺の峨山韶碩を訪ねていることが記されている。

(85) 龍松素溪(祖溪とも)については『洞上聯燈錄』巻二「加州

放生寺龍松素渓禪師」の章が存しており、郷閥や俗姓などについては定かでないが、永光寺の瑩山紹瑾に参じて職位を歴任すること多年に及んで大事を了畢したとされる。『永平第三代大

乗開山大和尚遷化喪事規記』によれば義介の葬儀に侍者を勤めていたことが知られ、『洞谷記』でも侍者や都寺に名が挙げられ、晩年の紹瑾より戒法を受けられており、元亨三年（一二二三）一〇月九日に永光寺の紹瑾が記した八箇寺の維持に関する置文では加賀石川郡（いまの金沢市日吉町）の養雲山放生寺を任されている。紹瑾が示寂して後、素哲に随侍して嗣法している。宗翁繁興（敏興とも、？—一二三七）は『大乘聯芳志』や『日本洞上宗派図』には敏興書記と記されているが、『洞谷開山和尚示寂祭文』末尾に建武四年（一二三七）六月一〇日に素溪がなした祭文が付されていて繁興の法諱が正式であろう。繁興は大乗寺開山義介の末後の遺弟であつたとされるから、延慶二年（一二〇九）九月一日に義介が遷化に臨んで最後に剃髪授戒した一〇人の末後小師の一人であつたものと見られる。その後、おそらく引きつづき紹瑾に参学し、最後に永光寺二代の素哲に嗣法して書記を勤めていたことになろう。

(86) 『洞谷五祖行実』「洞谷第三祖新豊菴開基加州淨住二世無涯和尚伝」に、

暦応二年住洞谷時、光明院聞師道誓問禪要、且送賜仏舍利一顆、建三重塔婆、為天下禳災勅願道場、殊賜建塔資、鎮護山門。へ今有下建塔院宣數通并寄附塔資院宣公拈よ。皆是師法驗所旌也。へ山上今有塔所旧

礎。普濟錄云、五老峯前雲片片、三重塔外月明明。

とあり、暦応二年（一二三九）に無涯智洪が住持していた際に永光寺に利生塔が建立されたことを伝えている。

(87) 峨山韶碩の永光寺における活動については、わずかに『仏祖正伝記』「五祖能州洞谷韶碩禪師」の章に「後住永光・惣持

両寺、江湖聞遠、四衆群集」とあり、『洞谷五祖行実』「洞谷第四祖大雄菴開基總持二世峩山禪師伝」に「暦応三年住洞谷、奉勅修仏舍利塔、作廊院。貞治二年、再住洞谷」とあり、『洞上聯燈錄』卷一「能州諸嶽山總持寺峨山韶碩禪師」の章に「暦応三年、董莅洞谷。貞治癸卯、再臨席」と記されるにすぎない。また『永光寺年代記』では「（暦応）二己卯、吉野主上崩、五十二歳。峩山洞谷入院、廊下作之」と「（康永）三甲申、峩山洞谷入寺、洞谷塔立、五月二日柱立」および「（貞治）三甲辰、（中略）峩山洞谷再住、九月廿日」とあり、韶碩が永光寺に三度にわたり入院したことを探している。広瀬良弘氏に「瑩山禪師に始まる曹洞宗輪住制について」（『宗学研究』第一六号）や「中世林下禪林の住持方法－能登永光寺輪住制の成立と展開－」（『駒澤大学史学論集』第六号）の論考が存し、また伊藤良久氏に「永光寺輪住制度の考察（一）－特に輪住初期について－」（『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』第三一号）や「永光寺輪住制度の考察（二）－住山記をもとにして」（『曹洞宗研究員研究紀要』第二九号）などの論考が存している。また羽咋市史編纂委員会『羽咋市史』「中世・社寺編」にも永光寺の消息が論じられている。